

名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業
要求水準書（案）

令和 8 年 2 月

名古屋市

目次

第1 総則	1
1 本書の位置づけ	1
2 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名称	1
(2) 事業の対象となる公共施設等の種類.....	1
(3) 公共施設等の管理者	1
(4) 事業の背景及び目的	1
(5) 事業区域	1
(6) 整備方針	1
(7) 事業の枠組み	3
(8) 業務内容	4
(9) 事業期間	4
(10) 事業スケジュール	5
(11) 費用負担	5
3 事業範囲	5
(1) 要求水準の変更事由	5
(2) 要求水準の変更手続	5
4 本書に記載のない事項等の協議	6
5 本書の規定の取扱い	6
6 遵守すべき法令等	6
7 事業者に係る基本事項	7
8 実施体制	7
(1) 人員体制	7
(2) 共通事項	7
9 モニタリングの実施	8
10 セルフモニタリングの実施	8
11 各種申請及び手続等	8
12 保険の付保	8
第2 施設の機能及び性能に関する要求水準	9
1 敷地概要	9
(1) 敷地概要	9
(2) 既存インフラ整備状況	9
(3) 地盤等の状況	10

(4) 既存施設について.....	10
(5) 建設工事期間中における既存施設の使用について.....	11
2 本施設の要求水準.....	11
(1) 新設施設要件.....	11
(2) 既存施設要件.....	12
(3) 基本要件.....	12
(4) 構造計画.....	18
(5) 維持管理・運営に配慮した施設計画.....	18
(6) 配置・動線計画.....	19
(7) 平面計画.....	20
(8) デザイン計画.....	20
(9) 広場計画.....	21
(10) 仕上計画.....	22
(11) 建具計画.....	24
(12) サイン計画.....	25
(13) 設備計画.....	26
第3 統括管理業務に関する要求水準.....	37
1 総則.....	37
(1) 業務の概要.....	37
(2) 業務の区分.....	37
(3) 実施体制.....	37
(4) 統括管理技術者の要件.....	37
(5) 報告事項.....	38
2 業務の要求水準.....	38
(1) 基本事項.....	38
(2) 統括管理技術者の業務.....	38
第4 設計業務に関する要求水準.....	40
1 総則.....	40
(1) 業務の概要.....	40
(2) 業務の区分.....	40
(3) 業務期間.....	40
(4) 実施体制.....	40
(5) 報告事項.....	40
(6) 留意点.....	41
2 業務の要求水準.....	42
(1) 事前調査及びその関連業務.....	42

(2) 設計業務（基本設計・実施設計）	42
(3) 各種関係機関との調整業務	43
(4) セルフモニタリング業務	43
(5) 障害者団体等への説明会等実施業務	43
(6) 地域住民等への説明等実施業務	44
(7) その他設計業務において必要な業務	44
第5 建設業務に関する要求水準	45
1 総則	45
(1) 業務の概要	45
(2) 業務の区分	45
(3) 業務期間	45
(4) 実施体制	45
(5) 報告事項	45
(6) 留意点	47
2 業務の要求水準	48
(1) 建設工事着手前業務	48
(2) 建設業務及びその関連業務	49
(3) 完工後業務	51
(4) 什器・備品等調達・設置業務	52
(5) 施設の引渡し業務	53
(6) 各種関係機関との調整業務	53
(7) セルフモニタリング業務	53
(8) 障害者団体等への説明会等実施業務	54
(9) 地域住民等への説明等実施業務	54
(10) その他建設業務において必要な業務	54
第6 工事監理業務に関する要求水準	55
1 総則	55
(1) 業務の概要	55
(2) 業務の区分	55
(3) 業務期間	55
(4) 実施体制	55
(5) 報告事項	55
(6) 留意点	56
2 業務の要求水準	56
(1) 工事監理業務	56
(2) 工事監理状況の報告業務	57

(3) 各種関係機関との調整への協力業務.....	57
(4) セルフモニタリング業務.....	57
(5) その他工事監理業務において必要な業務.....	57

◆ 用語の定義

用語	定義
本書	本要求水準書案及び付随する別紙資料をいう。
本事業	名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業をいう。
市	名古屋市をいう。
事業者	本事業について、市と設計・工事請負契約を締結し、実施する者をいう。
構成員	応募者を構成する企業をいう。
代表企業	構成員のうち、応募及び事業に必要な諸手続きを一貫して担当する者をいう。
各業務	統括管理業務、設計業務、建設業務、工事監理業務をいう。
事業予定地	本事業で新設施設を整備する敷地をいう。
本施設	本事業で整備するすべての施設をいう。
新設施設	事業予定地に整備する公園広場及び地下駐車場をいう。
既存施設	既存のレクリエーション広場及び第一駐車場（外周デッキ及び外構含む。）をいう。
8の字ループ	既存施設の外周デッキをいう。（陸上競技場コンコースを除く）
公園施設	既存施設を含む瑞穂公園内の施設全てをいう。
防災センター	新設施設内に設置する防災センターをいう。 陸上競技場内の防災センターは、「既存防災センター」と記す。
入札説明書等	入札公告等に市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、本書、落札者決定基準、様式集、設計・工事請負契約書（案）並びにこれら資料に対する質問及びこれに対する回答を示した書面の全てをいう。
事業提案書	資格審査通過者（本事業に参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した者をいう。）が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出される書類及び図書、市からの質問に対する回答及び本契約締結までに提出したその他一切の提案をいう。
モニタリング	事業者が実施する業務について本書等を満たしているか、市が監視・確認する行為をいう。
セルフモニタリング	事業者が実施する業務について本書等を満たしているか、自ら監視・確認する行為をいう。
別紙資料	本要求水準書案とともに事業者に求める要求水準をまとめた資料をいう。
参考資料	事業者が提案にあたり、参考とする資料をいう。 あくまで参考として提供する資料であり、実際の状況が参考資料と異なった場合であっても、市はそれに対して一切の責任を負わない。
施設管理者	別途市と契約している「名古屋市瑞穂公園陸上競技場等整備事業」の事業者であるSPC(株式会社瑞穂LOOP-PFD)の内、公園施設の維持管理運営業務を担う運営管理者及び維持管理者をいう。
マスタープラン	「瑞穂公園マスタープラン~整備・運営の基本的な考え方~」のことをいう。

◆ 別紙資料

番号	資料名
別紙 01	位置図
別紙 02	事業区域図
別紙 03	遵守すべき法令等
別紙 04	モニタリング基本計画書
別紙 05	事業者が加入すべき保険
別紙 06	諸室要求事項一覧
別紙 07	提出図書一覧
別紙 08	週休 2 日工事の実施について
別紙 09	建設キャリアアップシステムの活用について
別紙 10	建設発生土の搬出候補一覧
別紙 11	事業者が設置する什器・備品等一覧
別紙 12	貸与資料一覧

◆ 参考資料

番号	資料名
参考 a	既存測量図
参考 b	インフラ現況図
参考 c	工事履歴一覧表
参考 d	団地認定範囲図
参考 e	地盤調査報告書
参考 f	石綿含有履歴調査報告書
参考 g	工事車両ルート図
参考 h	既存発電機負荷一覧
参考 i	通信システム構成図
参考 j	一体監視システム移報項目一覧
参考 k	緑化率算定根拠図
参考 l	要求水準等確認チェックリスト (案)
参考 m	イメージ図

※既存施設の図面については、閲覧または貸与にて提供するものとする。

第 1 総則

1 本書の位置づけ

本書は、市が本事業を適正かつ確実に遂行する事業者を募集及び選定するに当たり、事業者を対象に公表する入札説明書と一体のものとして提示するものである。

本事業に関して前提とする条件や、本事業のうち各業務に関して、市が要求するサービスの最低水準を示すとともに、本事業及び業務内容についての理解を深め、より具体的な検討を加えるための資料を提供するものである。

事業者は、本書の内容を十分に確認した上で提案を行うこと。

2 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

公園（広場）、地下駐車場

(3) 公共施設等の管理者

名古屋市長 広沢 一郎

(4) 事業の背景及び目的

名古屋市（以下「市」という。）では、令和 8 年に開催される第 20 回アジア競技大会、第 5 回アジアパラ競技大会に向けて、令和 8 年 3 月の完成を目指して瑞穂公園陸上競技場を整備しているところである。市は、新たな陸上競技場の整備による公園周辺の渋滞への対策や、雨天時及び猛暑時にこれらをしのぐことができる場所が不足しているといった問題を解消するために、レクリエーション広場東側のエリアにおいて、広場及び地下駐車場の整備を行うこととした。

本事業は、名古屋市瑞穂公園において、広場及び地下駐車場を整備することを目的とする。

なお、本事業を効果的・効率的に実施するため、民間の能力を活用し、公共サービスの水準の向上を図る。

(5) 事業区域

所在地：愛知県名古屋市瑞穂区菘山町 4 丁目地内

（「別紙 01 位置図」参照）

(6) 整備方針

整備方針は、以下のとおりとする。

なお、本施設は、マスタープランに位置づける“市民の交流・憩いの場”に関する「新たな交流・にぎわいの場（施設用地）」を整備するものである。市は、事業者に対し、本施設が瑞穂公園の一部であることを十分理解したうえで、以下の整備方針を踏まえた創

意工夫あふれる提案を期待している。

ア にぎわいの創出

- ・日常利用に加え様々なイベントに対応できるよう、柔軟性の高い広場を計画するとともに、交流や憩いの場となりにぎわいの創出を図るゾーニングとする。

イ 雨天・猛暑対策

- ・広場においては、猛暑・雨天等に対応できるよう、十分な大きさの屋根を設ける。
- ・広場にはミスト噴霧設備や水飲み場を設置する等、利用者の暑熱対策を講じる。

ウ 渋滞対策

- ・事業予定地北側車道（瑞穂東西第8号線）の渋滞緩和に寄与するように駐車場計画を行う。

エ 誰もが利用しやすい施設

- ・高齢者や乳幼児、障害者等を含む多くの市民等が利用しやすい施設とする。
- ・地上・地下の相互移動及び瑞穂公園内の移動が円滑で分かりやすいものとなるよう、バリアフリー及び分かりやすい案内表示の両観点から、各種機能の配置や各種設備の選定、路面の仕上げ、サイン計画等を行う。
- ・広場においては、利用者が適宜休憩等できるようにベンチ、四阿等の休憩施設を設ける。
- ・広場内にインクルーシブ遊具を配置し、多様な年齢・発達の子どもが楽しめるようにする。
- ・常に明るく、快適で、清潔な施設とする。

オ 安全が確保され、安心して利用できる施設

- ・地震、火災等の発生時に、瑞穂公園内の利用者が一時的に避難等できるよう、耐震性・耐火性に優れた施設とするとともに、多方向からの出入りできる計画とする。
- ・広場、地下駐車場共に視認性に配慮した防犯性の高い計画とし、犯罪を招きにくい施設とする。
- ・多様な交通手段で来訪する利用者の安全を確保し、歩行者、自転車、自動車等の動線が交錯しないよう動線計画を行う。

カ 周辺環境との調和

- ・山崎川沿いの桜並木の連続性や瑞穂公園と山崎川の一体性に配慮した広場計画とする。
- ・既存樹のクスノキがシンボルツリーとなるよう広場を計画する。

(7) 事業の枠組み

本事業のスキームは、次のとおりである。

なお、本施設は、市への引渡し後、名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業の事業者である SPC（株式会社瑞穂 LOOP-PFI）が担う予定である。

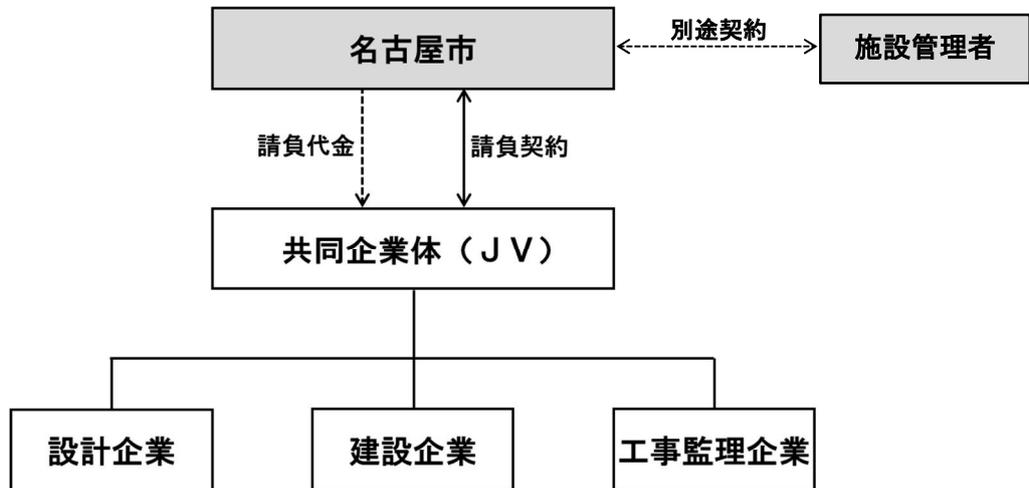


図 1 本事業のスキーム図

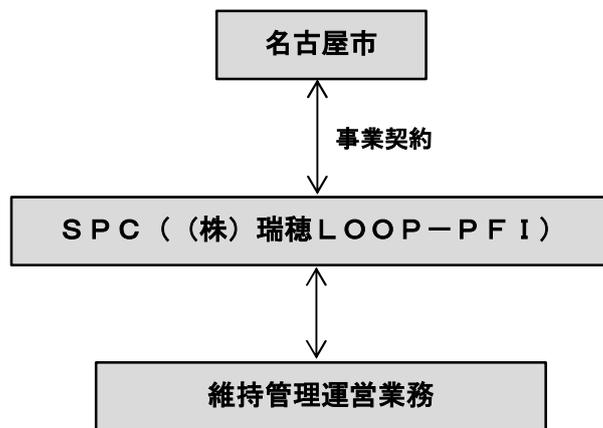


図 2 本事業の維持管理・運営に関するスキーム図 (参考)

(8) 業務内容

本事業において事業者が行う業務は、統括管理業務、設計業務、建設業務、工事監理業務により構成される。具体的な業務内容については、本書「第3 統括管理業務に関する要求水準」から「第6 工事監理業務に関する要求水準」等に示す。

ア 統括管理業務

- (ア) 統括マネジメント業務
- (イ) 名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業との調整・連絡業務

イ 設計業務

- (ア) 事前調査及びその関連業務
- (イ) 設計業務（基本設計・実施設計）
- (ウ) 各種関係機関との調整業務
- (エ) セルフモニタリング業務
- (オ) 障害者団体等への説明会等実施業務
- (カ) 地域住民等への説明等実施業務
- (キ) その他設計業務において必要な業務

ウ 建設業務

- (ア) 建設工事着手前業務
- (イ) 建設業務及びその関連業務
- (ウ) 完工後業務
- (エ) 什器・備品等調達設置業務
- (オ) 施設の引渡し業務
- (カ) 各種関係機関との調整業務
- (キ) セルフモニタリング業務
- (ク) 障害者団体等への説明会等実施業務
- (ケ) 地域住民等への説明等実施業務
- (コ) その他建設業務において必要な業務

エ 工事監理業務

- (ア) 工事監理業務
- (イ) 工事監理状況の報告業務
- (ウ) 各種関係機関との調整への協力業務
- (エ) セルフモニタリング業務
- (オ) その他工事監理業務において必要な業務

(9) 事業期間

設計・工事請負契約締結日から令和13年1月10日まで（予定）とする。

(10) 事業スケジュール

次のとおりとする。

なお、事業提案書で建設期間を短縮し、引渡日をこれよりも早めた場合は、その期間とする。

事業期間		契約締結日 ~ 令和13年1月10日
①設計期間		契約締結日 ~
②建設期間	新設施設	令和10年4月1日 ~ 令和13年1月9日
	既存施設	入札説明書等で示す。
③引渡日		令和13年1月10日

※1：既存施設の休場期間（以降、一部利用制限含む。）は、令和10年4月1日～建設期間終了までの期間で、事業者が市及びSPCと協議の上、できる限り休場期間が短くなるように計画すること。

※2：芝生養生期間は建設期間に含め、引渡日に芝生が利用可能な状態とすること。

(11) 費用負担

ア 共通

本書に記載された事業者の業務に係る費用については、入札説明書等において特段の断りがない限り、その一切を事業者が負担するものとする。ただし、入札説明書等からでは事業者が知り得ない又は想定できない事項を要因として費用の増減が発生する場合、費用の増額又は減額が合理的であると市と協議により確認できたときに限り、当該費用は変更の対象となる。

イ 通信費及び光熱水費等の負担

本事業に要する通信費（電話料、テレビ受信料及びインターネット利用に係る費用等）及び光熱水費（電気使用料、水道使用料、下水道使用料、上下水道引込基本工事費及びガス使用料）等については事業者が負担する。

3 事業範囲

(1) 要求水準の変更事由

市は、事業期間中に、次の事由により要求水準を変更する場合がある。

ア 法令等の変更により、業務内容が著しく変更されるとき。

イ 地震、風水害、新型インフルエンザ及び新型コロナウイルス等の感染症の流行その他の災害等の発生、事故等により特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。

ウ 市の事由により、業務内容の変更が必要なとき。

エ その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 要求水準の変更手続

市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知する。要求水準の変更に伴い、事業者へ支払う対価を含めて設計・工事請負契約書の変更が必要となるときは、契約変更を行うものとする。

4 本書に記載のない事項等の協議

本書に記載のない事項があるとき、また、記載事項に疑義があるときは、関係法令等を遵守した上で、市と事業者で協議して判断を行う。

5 本書の規定の取扱い

本書の位置づけは、「1 本書の位置づけ」に記載したとおりであり、本書の要求水準に対して、事業者の技術的能力、独創性に基づく積極的な提案を期待する。

ただし、本書「第2 施設の機能及び性能に関する要求水準」から「第6 工事監理業務に関する要求水準」まで、基準等において、仕様その他について具体的に特定の方法、寸法、素材等（以下、本項において単に「方法」という。）を規定しているにも関わらず、当該特定の方法とは別の方法の採用を検討する場合、事業者は、社会性、環境保全性、安全性、機能性、経済性等の観点から同等以上の性能が得られると証明した上で、その内容について市と協議を行わなければならない。

また、性能を証明するにあたっては、客観的かつ妥当性を有する資料の提出及び説明をすること。資料の提出及び説明により、当該特定の方法と同等以上の性能が得られると市が合理的裁量により認めた場合に、事業者は別の方法を採用することができるものとする。なお、事業者は、要求水準書の規定について、当該特定の方法に対して別の方法を採用することができるものとするが、要求水準書の規定そのものを省く又は略すことは不可とする。

なお、事業者が事業提案書において別の方法を提案したにもかかわらず、事業者の責めに帰すべき事由により当該別の方法について全部又は一部が不履行となった場合の扱いは、設計・工事請負契約書の特約事項に基づくものとする。

6 遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するにあたって、関連する最新版の各種法令（施行令及び施行規則等を含む。）、条例（施行細則等を含む。）及び要綱等（以下「関係法令等」という。）を、各業務それぞれの技術者において調査し、遵守すること。

また、本事業が公共施設等の整備であることを踏まえ、公共建築工事標準仕様書をはじめとした各種基準・指針等についても本業務の要求水準に照らし、遵守すること。

なお、これにより難しい場合は、市と協議し、事業者が各種基準・指針等と同等以上と証明し、市が認めた場合にはこの限りでない。

関係法令等は、許認可等手続上設定される基準日における最新版を採用すること。なお、許認可等が必要な場合は、事業者の負担により当該許認可等を得ること。

また、各種基準・指針等に関して工事着手前までに改定があった場合には、原則として改定した各種基準・指針等を適用する。また、工事着手後の改定については、その適用について市と協議する。

本書と各種法令及び各種基準・指針等の間に相違がある場合、又は各種法令及び各種基準・指針等の内容に相違がある場合において、遵守すべき内容等については、市の指示に従うものとする。

事業者は、許認可等の一覧表（手順、日程等も記載する）、関係法令等及び各種基準・指針等のチェックリストを作成して、市へ提出すること。

本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象工事であ

る。関係法令等及び各種基準・指針等の詳細は、「別紙 03 遵守すべき法令等」を参照すること。なお、「別紙 03 遵守すべき法令等」の関係法令等のほか、事業者において本事業に適用のある関係法令等を確認した上で、かかる関係法令等を遵守すること。

7 事業者に係る基本事項

事業者は、事業期間を通じて、責任ある事業主体として、要求水準を満たすとともに自らが提案した事業計画に基づき、適正かつ確実に本事業を遂行するものとする。そのため、各業務を効率的かつ効果的に実施できる体制を構築し、各業務の実施について総合的に管理するものとする。

8 実施体制

(1) 人員体制

本書で人員を指定する業務を除いて、事業者の人員体制は提案による。事業者は、本書を満たすために必要な人員を配置すること。

(2) 共通事項

ア 基本的考え方

事業者は、事業期間を通じて次に掲げる事項を満たすこと。また、本書に記載する市との役割分担に従うとともに、市と連携し、円滑かつ適切に事業を実現できるよう、必要な体制を確保すること。

- (ア) 各業務の遂行に適した能力及び経験を有する企業が当該業務を実施していること。
- (イ) 各業務における実施責任を明確にし、適切なリスクの分担を図ること。
- (ウ) 各業務の効率的かつ効果的な遂行を管理する体制及び方法を明確にし、適切に機能していること。
- (エ) 各業務の業務従事者間の連絡を密にし、必要な情報の共有及び調整を適切に行うこと。
- (オ) 市が各業務の実施状況について、事業者を確認・報告を求めた場合は、求めに応じた必要な対応を行うこと。
- (カ) 市が議会、市民等（近隣住民・関係団体を含む。）に向けた事業説明、各種申請等の行政手続等を行う際に、市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。

イ 技術者及び担当者の配置

事業者は、本事業の実施にあたり、各業務における技術者及び担当者（以下「各業務技術者・担当者」という。）を配置し、設計・工事請負契約の締結後 14 日以内に各業務技術者・担当者を市に通知し、市の確認を受けること。

各業務技術者・担当者は、本書に定める要求水準のほか、業務実施にあたり必要な資格・知識、実績を有するものを選定すること。

事業者は、各業務技術者・担当者を変更しようとするときは、当該変更を行う 30 日前までに市に通知し、市の確認を受けること。ただし、統括管理技術者の変更は、原則不可とするが、市がその者を統括管理技術者として不適當であるとみなした場合、事業者は速やかに適切な措置を講ずること。

9 モニタリングの実施

市は、事業者が行う業務の実施状況について、モニタリングを行う。モニタリングの主な内容については、「別紙 04 モニタリング基本計画書」のとおりとする。

なお、市は、モニタリングにおける図書等の報告の受領、確認等の実施により、本事業の業務の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

10 セルフモニタリングの実施

事業者は、各業務について本書等を満たしているか、セルフモニタリングを実施すること。

セルフモニタリングは客観的な視点でのチェックとなるようにセルフモニタリング体制を構築すること。

各業務におけるセルフモニタリングの実施方法や内容の詳細は、各章において定める。事業者は、セルフモニタリング実施計画書を作成し、市の確認を受けること。

事業者は、各業務の履行に関して要求水準確認計画書を市と協議の上で作成し、業務着手前までに市へ提出するとともに、要求水準及び提案内容を網羅したチェックリスト（「参考1 要求水準等確認チェックリスト（案）」参照）を作成し、確認を受けること。

事業者は、要求水準確認計画書に従い確認を行い、原則として各業務完了 30 日前までにモニタリング基本計画書に記載されている時期に要求水準確認報告書（チェックリスト等を含む。）とともに市へ報告し、要求水準に適合していることの確認を受けること。

11 各種申請及び手続等

事業者は、全ての業務及び供用開始に必要な一切の申請等の手続を行うこと。申請及び手続前に市へ関係機関との協議内容の説明を行うとともに、市が必要と認める場合は、申請書等を提出すること。また、各業務の実施に必要な各種申請等の手続に係る関係機関との協議内容を市に報告するとともに、手続完了後、速やかに各種許認可書類等の写しを提出すること。なお、各種申請等の手続に必要な費用は、事業者の負担とする。

12 保険の付保

事業者の責任と費用負担により付す保険及びその条件は「別紙 05 事業者が加入すべき保険」のとおりとする。ただし、記載の条件は、充足すべき最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に担保範囲の広い保証内容の保険を付保することを妨げるものではない。なお、事業者が当該保険を付保した時は、その証券又はこれに代わるものを、直ちに市に提出すること。

第2 施設の機能及び性能に関する要求水準

1 敷地概要

(1) 敷地概要

事業予定地の概要は下表のとおりである。詳細については「別紙 02 事業区域図」、
「参考 a 既存測量図」を参照すること。なお、敷地に関する規制内容や現況については、
本事業を実施する事業者にて適宜確認等を行うこと。

表 3 敷地概要

項目	概要	
地名地番	愛知県名古屋市瑞穂区萩山町 4 丁目	
住居表示	愛知県名古屋市瑞穂区萩山町 4 丁目	
事業地面積	事業予定地： 9,072.87 m ² 事業予定地を含む一団地認定の場合 234,102.25 m ²	
用途地域	第 2 種住居地域	
指定建ぺい率	基準建ぺい率： 60%	
指定容積率	基準容積率： 200%	
防火地域	準防火地域	
高度地区	31m 高度地区	
その他地域地区	都市計画公園、緑化地域（15+5%）、スポーツ・レクリエーション 地区、都市機能誘導区域、居住誘導区域（要安全配慮区域）	
都市公園法に おける位置づけ	公園種別	運動公園
	建ぺい率	2% 特例 ・ 休養施設、運動施設、供用施設等： 10% ・ 屋根付広場等： 10% (※詳細は法令・条例を確認すること)
	運動施設率	55%
土地の所有者	名古屋市	

※事業予定地北東部を将来の瑞穂公園敷地に含めた場合にも支障がない計画として設計に反映すること。

※事業予定地は、現在団地認定範囲に含まれておらず本事業において団地認定範囲を変更する計画である。

(2) 既存インフラ整備状況

既存インフラ（上下水道、電気、ガス、通信等）の状況については、「参考 b インフラ現況図」を参照すること。なお、接続位置等については、事業者の判断と責任において、供給業者への確認、調整を行い、事業者の提案をもとに市と協議の上、行うこと。また、接続にあたっての工事費用、その他の費用等は、事業者の負担とする。

※「既存インフラの移設が必要な場合のインフラの移設」及び「既存インフラの耐震化に伴う、引き込み・取り付け部の更新」は、本事業に含むものとし、事業者の負担とする。

表 4 既存インフラの整備状況及び接続計画

項目	概要
上水道	北側上水本管から新規引込み
下水道	北側下水本管へ新規接続
都市ガス	今回工事では工事対象外
電気	既存施設に引込み済み。本事業で撤去し、新たに引込む。
電話等	既存施設に引込み済み。

(3) 地盤等の状況

ア 地盤の状況

事業予定地の地盤の状況については、一般財団法人国土地盤情報センターに登録されている情報及び「参考 e 地盤調査報告書」を参考にすることができる。

ただし、設計において、事業者が必要に応じて地盤の状況を確認するために、事業者の負担により地盤調査を行うことを妨げるものではない。なお、事業者が行った地盤調査の結果が「参考 e 地盤調査報告書」の内容と相違しても、要求水準の変更の対象とはならない。

イ 土壌汚染の状況

予測できない土壌汚染・地下埋設物が明らかになった場合は、市と協議し、指示を受けること。また、当該土壌汚染の処分・地下埋設物の撤去等に要する費用については、合理的な範囲で市が負担するものとする。

なお、事業予定地（廃道部分を除く）は令和 4 年に形質変更時届出管理区域の指定解除をしている。（指定解除台帳（管-185）参照）

(4) 既存施設について

ア 既存施設の概要

本事業で整備する新設施設は、事業予定地に隣接する既存施設の第一駐車場及び 8 の字ループに接続するとともに、竣工時から改修を行っていない既存施設の設備等について改修する計画である。

既存施設の概要は、下表のとおりである。

表 5 既存施設の概要

既存レクリエーション広場		
面積表	地下 1 階床面積	11,679.58 m ²
	1 階床面積	324.67 m ²
	P1 階床面積	15.78 m ²
	延床面積	12,020.03 m ²
	建築面積	2,177.25 m ²
既存駐車場 概要	駐車台数合計：423 台（うち、車椅子用：9 台）	

イ 施設管理者について

本施設は、市への引渡し後、名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業の事業者である SPC（株式会社瑞穂 LOOP-PFI）が維持管理・運営を行う。

(5) 建設工事期間中における既存施設の使用について

工事期間中は、8の字ループを利用して陸上競技場と北陸上競技場を行き来できる状態を保つこと。レクリエーション広場は、既存施設の工事による休場となる場合を除き利用者が使用可能な状態を保つこと。

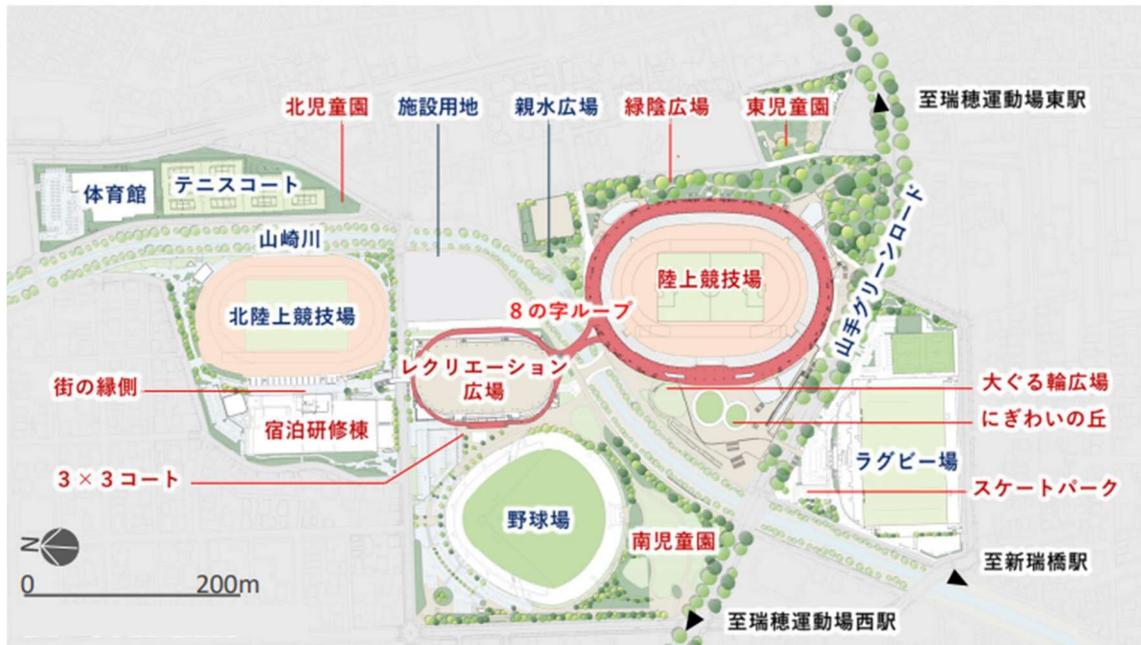


図6 8の字ループの位置図

2 本施設の要求水準

本施設の要求水準を以下に示す。

(1) 新施設要件

新施設は、地下駐車場と地上の広場から構成するものとする。以下に示すほか、施設の詳細や配置等については、事業者の提案によるものとする。

ア 諸室の計画においては、機能や相互関係及び利用者の利便性を考慮した計画とすること。

イ 諸室の要求性能は「別紙 06 諸室要求事項一覧」によるものとする。諸室の面積は、「別紙 06 諸室要求事項一覧」に示す面積を標準とし、原則的に±10%以内とすること。但し、要求水準を満たした上で、その有効性を事業提案書内に明示した場合は、その範囲を超えて提案可能とする。

ウ 新施設の地下駐車場は、既存施設の地下駐車場（第一駐車場）と地階にて接続し、一体的に利用・管理が出来るものとする。

エ 屋根付き広場の屋根下部全面及び地上部ミスト広場舗装面にミスト噴霧設備を計画すること。

オ 新設の広場及び地下駐車場から 8 の字ループへの経路を設けること。移動経路は福祉都市環境整備指針に則り、障害者団体等説明会の意見を踏まえて身体障害者等が移動可能な計画とすること。

カ 新設施設の地上部に防災センターを設けること。

表 7 新設施設の概要

共通	敷地面積	9,072.87 m ²
広場	構造	事業者提案による
	機能	屋根付き広場、遊具広場、芝生広場、ミスト広場
地下駐車場	延床面積	約 7,200 m ²
	構造	事業者提案による
	階数	地下 1 階、地上 2 階
	機能	駐車場、トイレ、倉庫、防災センター（仮眠室・シャワー室含む）、各種機械室

(2) 既存施設要件

既存施設は、地下駐車場（第一駐車場）と地上のレクリエーション広場と 8 の字ループから構成されており、本事業においては、下記の更新を行なうものとする。

ア 設備更新の内容については「(13) 設備計画」に示す。

イ 既存建具は建具調整（金物取替え含む）とし、塗装面は全て塗替えとすること。

ウ 既設サイン（フロアサイン、室名表示、階数表示、経路表示、エリアサイン等）は全て撤去し、新設施設とともに駐車場計画及び公園全体のサインに則したデザインにより更新すること。

(3) 基本要件

施設の計画方針は、「官庁施設の基本的性能基準（国土交通省）」の各項目に準拠し、下記の水準に適合すること。

表 8 新設施設の基本要件

大項目	項目	基本方針
1 社会性	1 地域性	<ul style="list-style-type: none"> 地域性に関する基準は、基本的性能基準のⅡ類とすること。 地域特有の文化性が表出されるように、地場産素材の活用に努めること。
	2 景観性	<ul style="list-style-type: none"> 景観性に関する基準は、基本的性能基準のⅡ類とすること。 周辺地域や歩行者からの見え方に配慮し、広場や外観のデザインを工夫して計画すること。 景観計画にあたり、施設の外観デザイン及び色彩、緑化などの修景について、名古屋市景観アドバイザー制度によるアドバイスを受け参考とすること。
2 環境保全性	1 全体	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化等への対応として、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入に努めること。 「官庁施設の環境保全性に関する基準」による。 建築物環境配慮制度（CASBEE名古屋）による評価を行い、

		Aランク以上となるよう努めること。
2 長寿命		<ul style="list-style-type: none"> ・「市設建築物の長寿命化設計基準（名古屋市住宅都市局）」による。 ・合理的な耐久性と将来の更新や変化に配慮したゆとりとフレキシビリティを確保することで施設の長寿命化を図ること。
3 適正使用・ 適正処理		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の削減及び適正処理、資源の循環的な利用等に配慮し、現場加工、組立ての削減を検討すること。
4 エコマテ リアル		<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルされた材料やリサイクルしやすい材料、健康障害や環境への影響の少ない材料を採用し、人と環境に配慮した建物とするように努めること。 ・工事使用材料等は、グリーン購入に努めること。 ・舗装の使用材料については、自然材料、リサイクル材料、メンテナンスフリー材料等の採用に係る検討を行い、ライフサイクルコストの低減及び環境負荷低減に効果のある材料を選定する。 ・コンクリートについては、環境負荷低減に配慮し市の指定する部分については原則高炉セメントを使用すること。
5 省エネルギー・ 省資源		<ul style="list-style-type: none"> ・「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減のための実行すべき措置について定める計画(R3.10.22)」を踏まえ、「ZEB Oriented」相当以上となるよう努め、温室効果ガスの排出の削減等に努めること。ZEB Oriented以上とするときは第三者機関による認証を取得すること。 ・断熱や気密性の向上、日射のコントロール、空調及び換気方式の工夫等により建物の負担の総合的な削減を図ること。 ・緑化維持のための灌水方法は、省力化、省エネ、省資源を満たす手法とすること。 ・計画地、施設及び諸室の特性やコスト面に関する十分な検証を行った上で、太陽光や風力、地中熱、地下水等の自然エネルギーを利用した環境設備について、積極的な導入を図ること。
6 地域生態 系保全		<ul style="list-style-type: none"> ・計画地周辺の環境保全、向上に配慮すること。 ・ヒートアイランド現象の緩和、温室効果ガスの排出抑制等を図ること。 ・使用する冷媒は、オゾン破壊係数0かつ地球温暖化係数ができる限り小さいものとする。
7 周辺環境 配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・騒音・振動の抑制等により周辺環境の保全に配慮した計画とすること。 ・「名古屋市雨水流出抑制実施要綱」に従い、雨水流出抑制施設（雨水流出抑制槽含む）を設置すること。 ・排気・排熱による近隣への影響の無い様に計画すること。 ・外装材等の反射光による近隣への光害を抑制する計画とすること。

		<ul style="list-style-type: none"> 施設の照明設備による近隣への光害を抑制するように計画すること。
3 安全性	1 全体	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に利用者等が迅速かつ安全に避難できる経路を確保すること。特に障害者、子ども、高齢者、外国人など自力で避難することや臨機に対応をとることが困難な利用者（要援護者）には十分に配慮すること。 避難誘導のためのサインを適切に設置すること。
	2 耐震	<ul style="list-style-type: none"> 耐震に関する性能は、「第2 2（3）構造計画」に示す性能水準とすること。
	3 対火災	<ul style="list-style-type: none"> 耐火に関する性能及び初期火災の拡大防止に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とし、性能の分類は、「別紙06 諸室要求事項一覧」によること。 火災時の避難安全確保に関する基準は、基本的性能基準のⅠ類とし、大規模な火災等の非常時における防災対策や避難の安全性に配慮した施設とすること。 災害時に利用者等が迅速かつ安全に避難できる経路を確保すること。
	4 対浸水	<ul style="list-style-type: none"> 対浸水に関する基準は、基本的性能基準のⅡ類を基本とする。 ハザードマップによる浸水深を考慮して電気室、発電機室、防災センター、駐車場への出入口(入出庫口含む)等への止水対策を行うこと。駐車場入出庫口は、電動止水板を設置すること。
	5 耐風	<ul style="list-style-type: none"> 構造体に関する基準は、基本的性能基準のⅡ類、建築非構造部材に関する基準は、基本的性能基準のⅡ類、建築設備に関する基準は、基本的性能基準のⅡ類とすること。
	6 耐雪・耐寒	<ul style="list-style-type: none"> 耐雪・耐寒に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。
	7 常時荷重	<ul style="list-style-type: none"> 常時荷重に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。 広場内は将来の舗装改修工事やイベントを考慮して10tダンプ車(車両総重量20t程度)が作業可能な荷重設定とすること。
	8 機能維持性	<ul style="list-style-type: none"> 機能維持性に関する性能は、基本的性能基準のⅡ類を満たすこと。
	9 防犯性	<ul style="list-style-type: none"> 「官庁施設の防犯に関する基準（国土交通省）」に示す性能水準とすること。 建物内の防犯に関する性能の分類は、「別紙06 諸室要求事項一覧」によること。 施設計画にあたっては、利用者等の安全性に十分留意すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ・建物外壁を堅固な構造とするとともに、出入口以外の開口部からの建物侵入を阻止するため、出入口のある階及びその上階の開口部には侵入防止の為の対策を施す。 ・給排気口（ドライエリア内の給排気口を含む。）についてはFL+1.8m以上のフェンス等の転落防止措置を施すとともに容易に近づけず、物を投げ入れられない位置とすること。給排気口又はドライエリアを設ける場合は、開口部に落下防止ネットを設け、給排気口又はドライエリアへの侵入・物の投げ入れ等を防止すること。 ・開口部の防犯設計として、ガラス単体だけでなく、サッシ、鍵、セキュリティシステム等を含め総合的に検討すること。 ・ガラスの防犯性能について、出入口のある階においては飛散防止対策を講じたガラス程度とすること。 ・建物周囲や各階において、防犯効果が発揮される箇所に十分な数の管理用カメラを設置し、防災センター等で管理できるようにすること。なお、管理用カメラの設置場所については、事前に市と協議の上、計画すること。 ・市が落下等の恐れがあると判断する箇所がある場合は、落下防止対策を行うこと。
4 機能性	1 移動	<ul style="list-style-type: none"> ・移動に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。 ・諸室の配置については、運用内容に配慮した機能的な配置・構成とすること。 ・全ての利用者にとって、安全で円滑に移動できるように計画すること。屋外の通路については、雨天時又は積雪時の安全性の確保についても留意すること。 ・利用者と車両の経路は、原則として交差を避けて計画すること。 ・清掃及び点検・保守等の業務内容に応じた作業スペース、搬入・搬出ルート等を確保すること。特に外壁や吹き抜け等の高所に対するメンテナンス性に配慮すること。
	2 操作	<ul style="list-style-type: none"> ・操作に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。 ・緊急時又は施設管理者に限定される操作部は、誤操作を防止する措置を講ずること。 ・設備システム及び設備機器等の操作性については、維持管理担当者、運営関係者、施設使用者等の利用区分を明確にして、安全性と利便性に配慮すること。
	3 ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省）」に示す性能水準とすること。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、「福祉都市環

		<p>境整備指針」など、関係する法令、指針及び基準等を遵守すること。なお、「福祉都市環境整備指針」については、「◎整備や配慮が必要な内容」及び「○整備や配慮をしていくことが望ましい内容」も遵守すること。「Aichi-Nagoya 2026 アクセシビリティガイドライン」の標準基準及び推奨基準を遵守すること。やむを得ず整備が困難な場合には、代替的な補完的措置を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設計画全体を通じて、全ての利用者が自力で円滑に目的地まで到達でき、安全・安心、快適、円滑に利用できるよう計画すること。 ・諸室内も車いすで円滑に移動できるよう計画すること。 ・施設内は、原則として段差は設けないこと。
	4 音環境	<ul style="list-style-type: none"> ・音環境に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とし、性能の分類は「別紙06 諸室要求事項一覧」によること。
	5 光環境	<ul style="list-style-type: none"> ・光環境に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とし、性能の分類は「別紙06 諸室要求事項一覧」によること。
	6 熱環境	<ul style="list-style-type: none"> ・熱環境に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とし、性能の分類は「別紙06 諸室要求事項一覧」によること。
	7 空気環境	<ul style="list-style-type: none"> ・空気環境に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とし、性能の分類は「別紙06 諸室要求事項一覧」によること。 ・シックハウス対策のため、人体の安全性、快適性が損なわれない建築資材を使用すること。 ・住宅都市局市設建築物（営繕物件）の屋内空気中化学物質濃度測定実施要領に基づき、屋内空気中化学物質の濃度測定を行うこと。 ・結露防止や防カビの対策を行うこと。
	8 衛生環境	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生環境に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。
	9 振動	<ul style="list-style-type: none"> ・振動に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。
	10 情報化対応性	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化対応性に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とし、性能の分類は「別紙06 諸室要求事項一覧」によること。
5 経済性	1 耐久性	<ul style="list-style-type: none"> ・耐久性に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。設計耐用年数は新築80年とし、維持管理、改良及び修繕費などのライフサイクルコスト低減効果の高い施設とすること。具体には、構造部材等が80年持つように、メンテナンスできるように設計することとし、メンテナンスが不可能な隠蔽箇所については、劣化に強い塗装仕様等にするなど考慮すること。また、広場においても、維持管理や植栽の管理が容易になるように計画すること。 ・設備機器や仕上げ材の選択においては、各機能の用途及び利

		<p>用頻度、並びに特性を把握した上で最適な組合せを選ぶよう努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命かつ信頼性の高い設備や機材の使用に努めること。
	2 フレキシビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・フレキシビリティに関する基準は、基本的性能基準のⅡ類とすること。 ・長期使用を前提とした改修や更新工事に対応する為に、階高や積載荷重、予備スリーブ等を適切に設定し、設備機器や間仕切り位置等が容易に変更できるように計画すること。なお、避難安全検証法等の採用は可とするが、将来の間仕切壁等の位置等の変更を想定し、市と協議の上、将来時点での設計検討等に資する客観的な設計与件の整理や関連資料の整理・作成を行うこと。 ・維持管理費・運営管理費が増大するような設計・工法は選択しないこと。
	3 作業性	<ul style="list-style-type: none"> ・作業性に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。 ・供用開始後の維持管理についても十分考慮し、清掃及び点検・保全等が容易で効率的に行える施設となるよう工夫すること。 ・内外に設置された仕上げ材・設備類への日常メンテナンス作業が、安全かつ効率的に行えるように計画すること。 ・定期的な点検やメンテナンスにおける設備機器等の停止時においても、施設機能の維持に支障が無いように計画すること。 ・配管・配線・ダクトスペースについては、共用部から容易に点検が可能とするなど、点検が容易にできるよう計画すること。
	4 更新性	<ul style="list-style-type: none"> ・更新性に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。 ・配管・配線・ダクトスペースについては、更新が容易にできるよう共用部に面した位置等に設けること。 ・設備スペースの大きさは、主要機器の設置スペース、付属機器類の設置スペース、保守管理のスペース、機器の搬入・搬出スペース等に留意して計画すること。 ・上記に加えて、将来の設備容量の増強のための予備スペース等に留意して計画すること。
6 その他	1 新機材・新工法への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・新機材及び新工法の採用にあたっては、信頼性を十分に検証すること。 ・新機材及び新工法を採用する場合は、将来、更新・改修が容易に実施できるよう汎用性が高いものを採用すること。 ・新機材及び新工法の採用にあたっては、特に維持管理費も含めたトータル的なコスト削減ができるかを考え採用すること。

(4) 構造計画

- ア 計画にあたっては、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）」及び「市設建築物総合耐震設計基準（名古屋市住宅都市局）」に記載されている条件を満たすこと。
- イ 「市設建築物総合耐震設計基準」の分類は下記のとおりとする。

表 9 市設建築物総合耐震設計基準の分類

対象部位	耐震安全性の分類
構造体	Ⅱ類
建築非構造部材	B類
建築設備	乙類

- ウ 構造形式（耐震構造、制振構造、免震構造）については、性能、経済性、工期、建築計画との整合性等を総合的に勘案し、最適な形式を採用すること。
- エ 積載荷重は、建築基準法、建築構造設計基準の資料に基づき、これらを満たした上で、実況に応じた積載荷重を設定すること。
なお、積載荷重を超過すると想定される重量機器がある場合（通行する部分を含む。）には当該部分について、床荷重の割り増しを行うこと。また、地上広場のメンテナンスや更新の為に必要な重機等の通行・作業が見込まれる範囲においては、相応の耐荷重を計画すること。
- オ 大地震動に対して、構造体の保有水平耐力は、重要度係数 1.25 を考慮した必要水平耐力以上とする。
- カ 大地震動時の層間変形角は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合 1/200 以下、鉄骨造の場合 1/100 以下とする。
- キ 大地震動に対して、杭基礎の保有水平耐力は、必要保有水平耐力以上とする。
- ク 液状化等の発生の可能性及びその程度を予測し、液状化の発生の可能性がある場合には、施設が保有すべき性能を維持できるよう適切な措置をすること。
- ケ 大地震動時の構造体の層間変形に対し、それぞれの分類に応じて、建築非構造部材損傷、移動、脱落等が生じないことを確認すること。
- コ 建築設備の耐震性能は「建築設備耐震設計・施工指針」において、重要機器は S、一般機器は A とした場合の性能水準とし、配管等の耐震性能は付随する機器により設定することとする。重要機器と一般機器の区分方法については、当該指針を参考に主にインフラ関連の機器を重要機器とするが、詳細は市と協議をして決定すること。
- サ 新設施設と既存施設の地下部分を接続するにあたり、既存施設の耐震性を損なうことがないように確認すること。耐震性が損なわれる場合は、適切な補強を行うこと。

(5) 維持管理・運営に配慮した施設計画

- ア 公共施設の目標耐用年数 80 年以上にわたる建物利用を考慮し、中長期修繕計画に基づいたライフサイクルコスト低減効果の高い施設とすること。
- イ 長期間の閉鎖・閉館ができないという施設特性を踏まえた建築・設備の更新、修繕の容易性に配慮した施設計画とすること。各種設備等の基礎を設ける場合は、防水改修時において基礎上の設備工事が発生しないよう配慮し、容易に改修できる納まりとす

- ること。
- ウ 建物の冷暖房負荷 (W/m²) の低減を図り、電気、水道等の光熱水費を極力抑えた計画を行うこと。
 - エ 設備更新における搬入経路の確保を行うとともに、維持管理を容易に行うことができるものとする。
 - オ トイレ等の配置は、配管の更新等修繕工事時における施設機能が確保されるように計画すること。
 - カ 地下に汚水槽を設置する場合、その配置は維持管理（特に清掃時の臭気対策）に配慮して計画すること。また、地下ピット等を雨水流出抑制槽や雨水利用槽として利用する場合、清掃等の維持管理が行いやすい位置に、必要な大きさの沈砂槽や沈殿槽等を設けること。
 - キ 施設管理者による維持管理運営業務に支障がないように配慮すること。また、市が設計業務段階で事業者提案に関する運営上の不都合や支障があったとした事項については、内容を精査し、代替案の提案や修正等、真摯に対応すること。
 - ク 維持管理・運営に有益となる什器・備品等は、事業者提案によって整備することも可とするが、その配置は維持管理・運営に支障とならないものとする。
 - ケ 新設施設（建築設備を含む。）及び既存施設の改修した建築設備の維持管理に必要な什器・備品を、引渡し前に納品すること。なお、その数量については維持管理をするにあたって十分なものとし、詳細については市との協議により決定すること。また、これら什器・備品（備品の保管に必要な什器・備品を含む。）の保管場所を本施設内の倉庫に確保するとともに、備品の保管に必要な什器・備品を納入すること。
 - コ 倉庫等、維持管理・運営に必要と想定される諸室についても適切に整備すること。

（6）配置・動線計画

ア 配置計画

- (ア) 芝生広場・屋根付き広場・遊具広場は、それぞれが隣り合い、且つそれぞれの場所から広場全体を見渡せるように配置すること。
- (イ) 一時停車スペースは、北側道路から大型バス(全長約 12m)が出入りしやすいように配置し、且つ広場利用者の出入りの妨げにならないように配慮すること。
- (ウ) 地下駐車場の出入口となる階段等は、広場の外周部に配置し、広場の利用に支障が無い様に計画すること。
- (エ) 地上に設ける地下駐車場の出入口や機械室等は、広場に供する建物と消防法上の別棟として離隔を確保すること。
- (オ) 防災センターは、既存防災センターを監視場所として監視ができるように、既存防災センターからアクセスし易く、地下駐車場へも行き来し易い位置に計画すること。

イ 車両動線

- (ア) 既存地下駐車場と新設地下駐車場は、相互に円滑な経路により行き来できる計画とすること。
- (イ) 新設地下駐車場は、車両内から見通しが良く、出入口や空きスペース等が視認し易い計画とすること。

- (ウ) 新設地下駐車場は、有効天井高さ 2,300 mm以上を確保すること。
- (エ) 地上に計画する地下駐車場への出入口は、その位置が視認し易く、円滑な動線により利用し易い計画とすること。出入口は事業予定地北側車道（瑞穂東西第 8 号線）及び地下駐車場内の渋滞緩和に配慮した位置とすること。

ウ 利用者動線

- (ア) 利用者の利便性、バリアフリー、安全性、避難安全性（避難誘導の容易さ等）を考慮して計画すること。
- (イ) 広場は、周辺からアクセスし易い位置に複数の出入口を設けること。
- (ウ) スロープは、水平距離 50m 以内の踊り場にベンチを設置すること。
- (エ) 自転車及びバイクの利用に配慮して公園出入口付近に駐輪場を計画すること。

エ 管理者動線

- (ア) 広場でのイベント時の資材等の搬出入やメンテナンス車両等の広場内への乗り入れについては、一時停車スペースと兼ねる等により効率的かつ歩行者及び自転車動線と交錯しないように計画すること。
- (イ) 防災センターに係る管理者動線が利用者動線と交錯しないように計画すること。
- (ウ) 山崎川沿い園路は河川管理車両用に地上部で有効幅員 3,000 mm以上確保すること。

(7) 平面計画

- ア 緊急事態等発生の際に、避難誘導や救助活動等が容易に行えるよう、安全で分かりやすい配置とすること。
- イ 利用者が分かりやすく、見通しの良い計画とし、柱や梁などにより利用者の流れを妨げない計画とすること。
- ウ 設備機器等の改修時に効率よく搬出入が行える通路及び昇降路、開口を計画すること。

(8) デザイン計画

- ア 平面構成、断面構成及び構造計画と整合されたデザインとし、機能性と意匠性が合致した計画とすること。
- イ 周辺環境と調和させるとともに公園として相応しいものとする。
- ウ 防鳥・防虫や鳥害対策として、屋根・庇や梁等の形状や仕上げ材に配慮するとともに、防鳥網等の対策を講ずること。
- エ 主要部材及び表面仕上げは、耐久性や防汚性及びメンテナンス性（清掃管理も含む）に優れ、意匠にも配慮したものとする。
- オ 屋外部材は、雨や強風等に対する耐久性に配慮すること。また、防錆対策を講ずること。
- カ 外部仕上げは、構造躯体の保護を考慮すること。また、外部に露出する鉄部は溶融亜鉛めっきとし、特に利用者から見える鉄部は溶融亜鉛めっき等下地の上、フッ素樹脂等耐候性の高い塗装仕上げとすること。
- キ 外装材等の落下による利用者への危険の回避にも留意すること。
- ク 設備機器等は外部から直接見えないよう工夫した計画とすること。また、目隠し板

- 等を設ける場合は外壁の仕上げや周囲の景観と調和する意匠とすること。
- ケ 手摺りの位置、形状、材質及び色彩等は、耐久性・景観性に配慮すること。また、外部手摺り等はさびや腐食を考慮し、原則としてステンレス製とすること。
 - コ 各出入口には、その機能に応じて適切な大きさの庇を設けること。

(9) 広場計画

広場計画は、マスタープランに基づくものとし、この方針に合致した計画とすること。

ア 共通事項

- (ア) 主な歩行者用の園路は有効幅員 2,000 mm以上とすること。
- (イ) 緊急車両や給油車等の車両が通行する経路となる園路は、有効幅員 3,000 mm以上とすること。
- (ウ) 広場・園路はバリアフリー化を図ること。
- (エ) 利用者が休憩できるように、四阿やベンチ・テーブル、パーゴラ等を適宜設置すること。なお、規模・形状は、適切に選定するとともに、年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが利用しやすい施設にすること。
- (オ) 遊具、ベンチ等の公園施設を設置する場合は、デザイン、素材、色彩等、周辺環境との調和に配慮すること。
- (カ) 水飲み場には、手足洗いも設け、広場内に 1 か所以上設置すること。
- (キ) 適切な間隔で公園灯を設置すること。
- (ク) 広場用途に応じて必要となる電源、給排水等設備等を整備すること。
- (ケ) 舗装材は、舗装箇所の用途を考慮した上で、快適性、耐久性、経済性、景観性、維持管理の容易性等の観点から判断した舗装とすること。なお、耐久性は、衝撃や摩耗への強さに加え、近年の猛暑など過酷な気象条件に耐えうる性能を含むものとする。
- (コ) 雨水排水は、広場内に水たまりができないかつ地下駐車場屋根スラブに水がたまらないように配慮して暗渠排水管を設ける等を行い、雨水貯留槽への排水を含めて適切に処理できるように計画すること。
- (サ) 公園出入口、一時停車スペース、広場内への乗入れ等には、利用者の安全確保及び車の進入防止のため、車止めを設置すること。
- (シ) 高低差が生じる箇所には、利用者の転落防止のための転落防止柵を設置すること。
- (ス) 一時停車スペースに乗り入れる車両の最大規模は、大型バス及び 10t ダンプとする。

イ 植栽

- (ア) 十分な植栽スペースを確保し、緑豊かな空間を創出すること。
- (イ) 植栽は、利用者にとって快適で見通しが良いことに留意すること。
- (ウ) 広場内の出入口等に花壇等を配置し、周辺の景観に配慮すること。
- (エ) 樹木や草花の植栽にあたっては、周辺の環境と調和した樹種を選定すること。
- (オ) 既存樹のクスノキがシンボルツリーとなるよう広場を計画すること。
- (カ) 広場外周部にも緑化を行い、瑞穂公園内の緑のネットワークの形成に寄与する計画とすること。

- (キ) 山崎川沿いの景観に配慮して山崎川沿い園路に隣接する広場内には桜を新植すること。
- (ク) 園路等の舗装部分以外は裸地とせず、芝張り等を行い、緑にあふれた広場となるように計画すること。
- (ケ) 桜は、ジンダイアケボノ等の病気に強い樹種を選定すること。
- (コ) 植物管理作業のために、十分な間隔で散水栓等を整備すること。

ウ 芝生広場・屋根付き広場

- (ア) 屋根付き広場は、イベントや休憩、雨除け等に用いることを前提として、賑わい創出に寄与するような広場を計画すること。
- (イ) 芝生広場は天然芝とし、約 1,700 m²の広さを確保すること。
- (ウ) 屋根付き広場は人工芝とし、整形に 1,000 m²以上(有効天井高さ 4.8m 以上)の広さを確保し、1 か所設けること。その他の屋根付き広場は、有効天井高さ 3.8m 以上とすること。
- (エ) 屋根付き広場の屋根は、広場のあり方・用途に即した適切な規模・数とし、合計約 1,500 m²とすること。

エ 遊具広場

- (ア) 遊具広場は約 400 m²とし、インクルーシブ遊具を中心に、対象年齢 0 歳から 12 歳までの遊具を満遍なく選定すること。また、遊具は維持管理・修繕等が容易な構造であること。
- (イ) 安全領域内に、障害物（植栽、公園灯、マンホール、縁石などの施設）や固い設置面がないよう配置すること。また、利用者が落下するおそれのある箇所については、石等の障害物を確実に除去すること。
- (ウ) 遊具安全領域内における乳幼児、児童の転倒によるけが防止に配慮して硬質舗装は避け、ゴムチップ舗装とすること。
- (エ) 遊具等（鉄棒、ジャングルジム、雲梯、はん登棒、砂場等）は、事故防止を図るため、（一社）日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）」に適合した安全性に優れたものを整備すること。
- (オ) SP 表示認定企業が設計・製造・販売・施工する遊具については、「SP マーク」を付した「SP 製造表示ラベル」を添付すること。

オ ミスト広場

- (ア) ミスト広場は、舗装面から噴き出すミスト噴霧設備を設け、雲海を発生するイメージの演出効果があり、利用者が楽しみながら暑熱対策ができる空間となるように計画すること。
- (イ) ミスト広場は 180 m²以上の大きさとすること。
- (ウ) 舗装は、固くしまつて水にぬれていても滑りにくい防滑性の有する仕上げとすること。

(10) 仕上計画

- ア 材料等は、耐久性及び信頼性のあるものとすると共に、安全性、経済性等を考慮し、良好な品質を確保すること。また、「公共建築工事標準仕様書」等の遵守すべき法令・基準等において JIS 等の規格等に基づく旨が記載されている場合、これに則

- ること。
- イ 「木材利用の促進に関する基本計画（令和 4 年 4 月 愛知県）」、「名古屋市建築物等における木材の利用の促進に関する方針（令和 5 年 3 月改正）」に基づき、エントランスモールなど直接市民が利用する機会が多い部分及び家具等の備品は積極的に愛知県産の木材を使用し木質化を行うものとする。また、木材使用量について、設計業務完了時、建設業務完成時に市に報告すること。
 - ウ 自然素材や地場資材の採用を積極的に検討すること。
 - エ 芝生の品種や土壌は、維持管理を考慮して、必要な灌水設備や排水設備を計画すること。
 - オ 同一仕上げ面は、全面にわたり均一な仕上がりとする。
 - カ 経年による変形や著しい変色、塗膜の剥離が生じないものとする。
 - キ 異なる仕上げの取合い部分は、適切に見切縁を設ける等、変位等による破損や経年変化による隙間等の発生及び傷等を防止すること。
 - ク 鋼製のものは、下地も含め防錆処置を行うこと。
 - ケ 日常的な使用による振動や衝撃で欠損や剥離等が生じない仕様とする。
 - コ 壁面に設置する各種設備機械（消火器・消火栓ボックス含む）は、法令等により規定のあるものを除き、壁面に埋め込み、突出させないこと。
 - サ ガラスを採用する部分には、「安全・安心ガラス設計施工指針 増補版（一財）日本建築防災協会（2014 年 9 月 1 日）」を参考に対策を施す他、強化ガラスや網入りガラス等の採用等、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、必要に応じガラス面に衝突防止サインを設置すること。
 - シ 壁に取り付ける設備、備品等で転倒防止対策が必要な場合は、必要に応じて留め付け下地を設けること。また、地震時の剥落等の二次災害抑制に努めること。
 - ス 造作等の開き戸が壁等へ接触する際は、周囲の障害とならない位置に戸当たり等の緩衝材を設置すること。
 - セ 天井内に隠蔽された各種設備機器は、点検口（600 角以上）により点検できるものとする。また、天井点検口の足元は、脚立等の設置できるスペースを確保すること。なお、天井点検口より天井内へ侵入する必要がある箇所については、機器の妨げがない位置へ設置すること。
 - ソ 天井に取り付ける設備、備品等で落下防止対策が必要な場合は、必要に応じて留め付け下地を設けること。
 - タ 天井面に現れる各種設備機器の配置は、柱のスパン割からのモジュールを設定して行うこと。
 - チ 結露防止や結露水が室内に及ばない構造とすること。
 - ツ 清掃や補修、点検等、日常的な維持管理、定期的なメンテナンスのしやすさに配慮した計画とすること。
 - テ 仕上げ材は、諸室の用途、利用内容や形態等の特性に配慮した組合せとすること。
 - ト 使用する材料は、シックハウス症候群の原因となる物質を含まない材料を使用し、健康に十分に配慮することとし、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めること。
 - ナ 危険な凹凸を避ける等、怪我をしない形状・素材を使用し、利用者、特に身体の不自由な方への安全性に配慮すること。

- ニ 利用者の往来が想定される床面に EXP.J を設ける場合は、周囲と同一の材料で仕上げ、凹凸を抑えた形状とすること。
- ヌ 階段等については、落下防止に配慮した計画とすること。階段幅は 180 cm以上とすること。
- ネ 周辺より飛来する粉塵等による汚れの目立ちにくい素材や色調及び形状とすること。
- ノ 原則、利用者通路は通行時に接触の恐れのある凸部や機器を設けず、安全面に配慮すること。やむを得ず接触の恐れのある部分については、物理的な安全対策を講じること。

(11) 建具計画

- ア 使用材料等については、「公共建築工事標準仕様書」等の遵守すべき法令等において JIS 等の規格等に基づく旨が記載されている場合、これに則ること。
- イ 日常的な使用による衝撃で、欠損、剥離、傾き、曲がり等が生じない強度を有し、ぐらつきを生じさせないものとする。
- ウ ガラス扉及びガラス入り扉等は、「安全・安心ガラス設計施工指針 増補版（一財）日本建築防災協会（2014 年 9 月 1 日）」を参考に対策を施す他、強化ガラスや網入ガラス等の採用等、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、必要に応じガラス面に衝突防止サインを設置すること。
- エ 外部に面する建具は、フッ素樹脂等耐候性の高い塗装仕上げとするとともに下部及び上部（建具が壁面と同面の場合）に水切りを設置し、浸水や壁面汚染防止に努めること。また、室内への浸水を考慮し、下枠両端にステンレス製水抜きパイプ及び床部に排水溝を設置するとともに可動部が室内に侵入することがない、開閉機構及び開き勝手とすること。
- オ 外部出入口の上部全てに庇を設置し、開き扉の場合は、外開きを原則とすること。出入口の有効開口部は 900mm 以上とし、各室の機能・規模に応じ、収納家具、備品、間仕切ユニット、設備機器、持込備品等が台車等で搬出入可能な寸法とするなど、使い勝手を考慮した幅、位置とすること。
- カ 両開き扉は、原則、片側の扉の幅が 800mm 以下とならないようにすること。
- キ 外部扉の外側には、ピンヒール等の入らない、細目ノンスリップ仕様のグレーチングを設置すること。
- ク 開き扉は、通行の妨げとならず、かつ扉が破損しない位置へ戸当たりを設置すること。また、開き扉が必要有効開口以上解放される位置に設置すること。
- ケ 自動扉は、原則として開口幅 1,200mm 以上のスライド自動扉とし、挟み込み防止、引込み部の巻込み防止等の処置を行う。また安全センサー、扉ガラス衝突防止及び非常時開放装置を設けること。また、主要な外部出入口には、ステンレス製自動扉を設けること。
- コ 窓に設けるクレセント錠は防犯ロック付きのクレセント錠とすること。
- サ 開放できる窓や防虫の必要な室のガラリ等には、網（ステンレス製）戸を設置すること。また、鳥の侵入が想定される給気口等については、防鳥網を設置すること。
- シ 室の配置条件・近接性等の要求水準を満たすことができない、又は用途上窓を設け

ることが望ましくない場合を除き、防災センター等の施設管理業者が常駐する室には窓を設けること。ただし、視線等に対する配慮が必要な場合については適切な処置を講ずること。

- ス ブラインド又はカーテンの取り付け部分は、隠蔽できるよう、ブラインドボックス又はカーテンボックスを設けること。
- セ トップライト等、雨漏りのリスクを高める建具計画は避けること。
- ソ 重量シャッターは、障害物感知装置を設けること。
- タ すべての建具の押棒及びレバーハンドルは抗菌仕様とすること。
- チ マスターキーグループピング、個別錠等については、設計段階において市と詳細に打合せを行い決定すること。なお、グランドマスターキーは将来を見据えたマスターキーの本数を確保すること。
- ツ キープランを作成し、市の確認を受けること。
- テ 駐車場の入出庫口や階段等の地下駐車場への出入口は、休場日や夜間の侵入防止に配慮してリンググリルシャッター、鋼製建具等を設けること。

(12) サイン計画

- ア 高齢者、障害者、児童・乳幼児、外国人などすべての人に配慮したユニバーサルデザインとすること。
- イ サインはわかりやすく視認性に優れたものとし、ISO 規格やJIS 規格の案内用図記号、標準案内用図記号ガイドライン等に基づくものとすること。
- ウ 公園全体のサイン計画に準じ、デザインや仕様等の意匠に統一感を持たせること。また、視認性に優れた形状、寸法、設置位置、表示内容とすること。
- エ 日本語と英語の併記を基本として、主要な箇所には中国語と韓国語も併記すること。
- オ 地下駐車場の利用者用のすべての出入口に出入口番号サイン(各階)及び駐車場フロア案内サインを設けること。その他出入口、トイレ、エレベーターへの誘導サインを適宜設けること。
- カ 新施設北側道路からの公園出入口には、公園全体案内サイン、広場エリアサイン及び方向案内・通り名サインを設けること。
- キ 本施設を除く瑞穂公園内既設サインにおいて新施設の情報を追加することを目的として新施設の引渡しまでに、公園施設におけるサインの交換・更新を行うこと。
- ク 外部サインは特に堅固で錆の発生しにくい材質とすること。
- ケ サインシートは耐候性仕様とすること。
- コ 車両の敷地出入口に案内サイン及び車高制限サインを設置するとともに、入庫口から駐車スペースまで及び駐車スペースから出庫口まで円滑に移動できるよう誘導サインを適宜設置すること。
- サ フロア案内図は、広場及び地下駐車場の主要な動線上に設置すること。
- シ 誘導サインは、目的地へ円滑に到達できるよう適切に配置すること。
- ス 各室に室名札を設置すること。また、室名、設置場所、大きさ、表示内容等は、市との協議によるものとすること。

- セ 各種法令に則ったサインを設置し、関係諸官庁との協議で必要となるサイン等については事業者の責において設置すること。
- ソ 場内の円滑な誘導として、各所床面へのサインも可能とする。
- タ 本事業にて作成したサインのデータを編集可能なデータで提出するとともに著作権は市に帰属させること。

(13) 設備計画

ア 共通事項

- (ア) 総合的・経済的な検討を行って整備すること。
- (イ) 使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。
- (ウ) 高調波抑制対策に努め、高調波計算の上で受変電設備・設備機器に必要な対策を講じること。
- (エ) 保守管理性、設備更新及び将来の拡張性を考慮し、配置計画を行うこと。
- (オ) 設備改修に伴い必要となる天井、壁、床、建具等は撤去新設とすること。また、既設舗装を改修する場合は、現況復旧とし、改修範囲について市と協議すること。
- (カ) 建築設備の耐震性能は、「建築設備耐震設計・施工指針」において、重要機器はS、一般機器はAとした場合の性能水準とし、配管等の耐震性能は付随する機器により設定することとする。重要機器と一般機器の区分方法については、当該指針を参考に主にインフラ関連の機器を重要機器とするが、詳細は市と協議をして決定するものとする。
- (キ) 既存施設の既存設備は、近年に改修したトイレ設備、エレベーター設備の改修済み部分、近年に設置した駐車場管制設備のリース設置部分を除き、関連する配管・ケーブルラック・配線・機器類等すべて撤去新設するものとする。ただし、撤去できない打込配管を使用する必要がある場合は、市と協議の上で既設流用を可とする。不要なものについては撤去とする。また、市に確認し、新たに必要となったコンセント、盤、ボックス等については追加するものとする。
- (ク) 機器は重量に応じた配置とし、設置用基礎を設ける場合はスラブ鉄筋等に緊結した有筋の基礎、設置用アンカーボルトについては先付けアンカーとするものとする。
- (ケ) 外部に設備機器を設ける部分は、雨や強風等により機能が損なわれないよう、十分配慮すること。また、外部からの見え方にも配慮し、目隠し等を設けるものとする。

イ 電気設備計画

(ア) 共通事項

- ・施設の適合性、保守管理の容易性、災害時の対応等を総合的に判断し、機器選定を行うとともに、安定した電力供給システムを構築すること。
- ・環境への配慮と省エネルギー性を考慮したシステムとすること。
- ・災害時の電氣的なバックアップについて考慮すること。

- ・高所に設置した器具は、点検用歩廊の設置又は高所作業車等での点検等を考慮した構造とし、容易に保守管理できるようにすること。
- ・ケーブルは、環境に配慮したエコケーブルを採用すること。
- ・ケーブルラックは、弱電、低圧、高圧ケーブル等を分けること。また、電波等の影響による障害を起こさないように必要により対策を施すこと。
- ・ケーブルの行先が分かるよう、ケーブルの末端に表示すること。

(イ) 受変電設備

- ・既存高圧引込は撤去し、本計画容量に合わせ新たに高圧6.6kV電力の引き込みを行うこと。
- ・引込ルート及び受変電設備配置、受変電設備数については、比較検討のうえ決定すること。
- ・負荷系統に適した変圧器構成とすること。
- ・点検等による停電が短時間で済む工夫をすること。
- ・受変電設備は閉鎖型とし電気室内に設置すること。
- ・省エネルギーを考慮して、超高効率用の変圧器とすること。
- ・電源設備は、通信・情報・音響等に高調波等の影響を及ぼさないこと。
- ・大雨等による浸水・冠水対策等に配慮した配置・構造とすること。
- ・各配電盤には予備ブレーカーを設けること。

(ウ) 幹線・動力設備

a 幹線設備

- ・利用形態に合わせ、ゾーン別に幹線系統を明確化し、維持管理を容易に行えるようにすること。
- ・将来の幹線増設が行いやすいよう、増設スペースを見込むこと。
- ・ケーブルラック、配管仕様については、施工場所の耐候性を考慮して選定すること。なお、地下駐車場・デッキ下・ピット部分も含めた外気にさらされる場所及び多湿箇所のケーブルラック・配管・ボックス等は屋外仕様とする。
- ・ケーブルラックは上下面カバーを設けること。
- ・高圧等の危険表示は市の指示する箇所に表示を行うこと。

b 動力設備

- ・空調機、ポンプ類、エレベーター等、電力が必要な設備に電源を供給すること。
- ・動力制御盤は、各機械室内に整備すること。

(エ) 電灯・コンセント設備

- ・照明器具は、装飾的照明と機能的照明に区分し、諸室の用途と適性を考慮して、それぞれ適切な機器選定及び配置を行うこと。
- ・照明設備は、各室や駐車場内必要箇所において操作できるとともに、防災センターから一括管理ができるようにすること。
- ・防犯、安全等を考慮した屋外照明設備を設置すること。なお、点滅方式は、外光・人感による自動点滅及び時間点滅が可能な方式とする。

- ・省エネルギー・高効率・高寿命タイプ（LED 照明等）とすること。
- ・器具の種別を最小限とすることにより、維持管理を容易なものとする。
- ・点滅区分を適正にして、こまめな消灯ができること。
- ・トイレ、非常階段などの人通りが少ない場所等については、人感センサー等を有効に設置し消費電力の低減に努めること。
- ・非常照明は電源別置型とすること。
- ・保守管理に必要なコンセント（防水カバー・鍵付き）を外壁面（屋外）に設けること。
- ・地上部分においてポータブル放送設備用のコンセントを適宜見込むこと。
- ・コンセントは既設部分も含めて利用を考慮した個数・位置とすること。

（オ） 電力貯蔵設備

a 直流電源装置

- ・受変電設備制御用と非常照明用等の直流電源装置を設けること。
- ・直流電源装置の蓄電池は、長寿命型とすること。
- ・直流電源装置の蓄電池及び整流装置は、閉鎖型とし、受変電設備との連携に配慮すること。
- ・建物配置に合わせ、メンテナンス性に配慮し適切に直流電源設備を計画する。

b 無停電電源装置

- ・総合操作盤、一体監視システム、自動制御設備、情報通信設備及び管理カメラ設備等の主要機器に対する瞬時停電対策用として設置すること。
- ・停電補償時間は10分以上とすること。

（カ） 発電設備

a 非常用発電設備

- ・災害時等に対応するため停電時非常用電源を整備すること。発電設備の能力は、各関連法令に定めのある機器類の予備電源装置として設けること。
- ・建物配置に合わせ、メンテナンス性に配慮し適切に非常用発電設備を計画すること。
- ・起動時の信頼性は高く、運転時の出力は安定した設備とすること。
- ・大雨等による浸水・冠水対策等に配慮した配置・構造とすること。
- ・非常用発電機は長時間の連続運転が可能なものとする。
- ・騒音、振動、排気ガス、燃料、冷却水、ランニングコスト等について検討し、必要な対策を講じること。
- ・発電機の起動停止、異常、燃料タンク残量低下、ポンプ故障等の警報は防災センター等で受信できるようにすること。
- ・保安用負荷については、発電機接続盤より給電可能な回路とすること。
- ・給油口付近には、給油作業が行い易いように適切な照度を確保すること。
- ・発電機室は給油車からの給油が可能な位置に配置し、給油口への給油が容易な構造とすること。
- ・燃料種は軽油とすること。

- ・燃料タンクは2時間以上運転可能かつ少量危険物取扱所に区分される範囲で最大とすること。
- ・非常用・保安用の燃料タンクは共用とすること。なお、保安用として使用した場合には、非常用分の燃料を使用しないようにインターロック等の処置を施すこと。
- ・発電設備に接続する保安用負荷は表14及び「別紙06 諸室要求事項一覧」による。その他、必要に応じて保安照明を設置すること。

表10 発電設備に接続する保安用負荷

負荷の用途	負荷の種類	負荷の内容
発電機運転に必要な負荷	給排気ファン、補機	全数
保安用負荷	防災センター照明 屋外照明	全数 1/3程度
	防災センター設置機器	全数
	給水・排水ポンプ 汚水排水ポンプ 雨水排水ポンプ	全数
	防災センターコンセント	全数
	一体監視システム機器 中央監視設備 総合操作盤 非常放送アンプ 管理用カメラ架 駐車場管制設備 自動制御設備 そのほか総合盤内機器	全数

(キ) 弱電設備

a 構内情報通信設備

- ・各諸室に整備した情報コンセントからEPS、EPSからMDF室まで配管・配線を敷設し、MDF室から敷地境界までの引込ルートには配管を敷設すること。
- ・配管のサイズ、本数等については詳細設計時に市と協議を行うこと。引込ルートの配線工事は別途工事とする。
- ・情報コンセントを整備する諸室は、「別紙06 諸室要求事項一覧」を参照すること。
- ・詳細な仕様については、市と協議を行うこと。

b 構内交換機設備

- ・外線及び内線通話を基本とすること。
- ・陸上競技場にある既設電話交換機を使用すること。そのために必要となる既設電話交換機の改修については、本事業に含めるものとする。
- ・各諸室への電話の設置については「別紙06 諸室要求事項一覧」を参照すること。防災センターには多機能電話を設置すること。

- ・公園施設全体の構内電話交換設備に接続可能なシステムとすること。詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。
- ・携帯電話の不感知エリア対策工事用の配線経路、機器スペース及び電源の確保を行うこと。

d 拡声設備

- ・放送設備（非常放送、一般兼用）を設置し、防災センターで一括管理できる設備とすること。

e 誘導支援設備

- ・ユニバーサルデザインの趣旨に基づいて、障害者等のための誘導支援設備（トイレ内音声案内、自動火災報知設備に連動したフラッシュライト等）を設置し、利用者が施設内を円滑に利用できるようにすること。
- ・エレベーター、トイレ等に呼び出しボタンを設け、異常があった場合、表示窓の点灯と警報音等により防災センターに知らせる呼出表示盤を設置すること。呼出表示盤は、バリアフリートイレを設置するトイレごとに設けること。既設エレベーター及び既設トイレについても同様に呼び出しができるようにすること。
- ・一体監視システムにより、呼び出しボタンが押されたことを既存防災センター及び宿泊研修棟の管理室に表示し、呼び出しボタンが押されたトイレの場所が分かるように表示すること。

g 管理用カメラ設備

- ・新設施設及び既存施設の防犯設備として、防犯監視情報を統括するシステムを構築すること。
- ・管理用カメラは、録画機能を有するものとし、建物外の四周、レクリエーション広場、新設広場、駐車場が死角なく見渡せるように設置し、防災センター・既存防災センター・宿泊研修棟の管理室において、任意の映像を分割表示でき、監視可能なよう計画すること。
 詳細な設置場所については、事前に市と協議すること。なお、管理・記録の主装置は防災センターに設置すること。管理用カメラの設置台数・場所について、合理的な理由で市が追加要求した場合は、本事業に含めるものとし、要求水準の変更の対象とはならない。また、録画可能な期間について、2週間以上となる機器を選定・設置すること。
- ・カメラ映像はブラウザおよびスマートフォン端末でも確認可能なようにすること。

(ク) 防災設備

- ・関係法令及び所轄消防署の指導に従い、各種防災設備を設置すること。
- ・既存施設と連携可能なシステムとすること。詳細な仕様については、市と協議を行うこと。
- ・防災センターに総合操作盤を設置すること。消防協議により総合操作盤は既存防災センターを「監視場所」として監視が可能なよう連携を行うこと。

- ・既存防災センターからの監視を行うにあたり、陸上競技場側の改修が必要な場合は本事業にて改修を行うこと。
- ・防火・排煙制御設備は、防災センターの自動火災報知設備の総合操作盤と統合したシステムとすること。

a 自動火災報知設備

- ・自動火災設備はGR型とし、感知器は発報場所が特定できる方式とすること。
- ・非常放送と連動を行うこと。

b 非常警報設備

- ・防災センターに非常放送アンプを設置すること。
- ・アンプ容量は新施設、既存施設を合わせた容量を見込むこと。
- ・緊急地震速報端末を設置し、連動して非常放送ができること。
- ・避難誘導における自動音声は、2か国語（日本語・英語）対応とすること。

(ケ) 搬送設備

- ・新施設内に各種法規に準拠したエレベーターを1基設けること。なお、エレベーターについては8の字ループを含むすべての階に着床させること。
- ・インターホン親機及びエレベーター監視盤を防災センターに設置すること。また、既存防災センター及び宿泊研修棟の管理室の既存エレベーター監視盤の改修・増設を行い、接続すること。既設エレベーターについても新設エレベーターと同様の監視ができるようにすること。
- ・エレベーターは、車いす使用者2人以上が独自に乗降することに支障がない出入口有効幅員及びかごの大きさとする。

(コ) 接地設備

- ・保全性等を考慮し、必要に応じて測定用補助接地極、接地用端子箱等を設置する。

(サ) 一体監視システム

- ・一体監視システムは、レクリエーション広場・野球場・宿泊研修棟・北陸上競技場・瑞穂体育館・陸上競技場・ラグビー場の各設備機器の警報及び状態等を、既存防災センター及び宿泊研修棟の管理室へ移報し、監視するための設備である。本施設の各設備機器についても同様に移報し、監視可能な計画とすること。
- ・基本的な移報項目は参考資料に示す。これらを基本とし、市と協議を行い、必要な項目を監視できるようにすること。
- ・移報項目は設備の台数に応じた点数を見込むこと。
- ・監視対象は既設・新設に限らず、すべての設備を対象とすること。

(シ) 駐車場管制設備

- ・事業者は駐車場管制設備の配管を行うこと。また、事業者は駐車場管制設備用電源を設備に供給しやすい位置に設けること。詳細については事業者、市及び施設

管理者での協議により決定すること。

- ・駐車場管制機器及び配線は、施設管理者にて別途リース契約を締結し、建設期間内に設置予定である。

(ス) 構内配電線路

- ・既設の高圧引込配線および配管は撤去とし、新たに高圧引込を行うこと。
- ・本施設内は地中埋設にて配管すること。
- ・公園施設全体の施設計画および電源配置に合わせ、イニシャル・ランニングコストおよびメンテナンス性に配慮した引込計画とすること。
- ・電源の切り替えに関しては極力停電時間が短くなるよう配慮すること。

(セ) 屋外照明設備

- ・屋外照明の照度基準は原則JIS Z 9110：2010照明基準総則に適合すること。
- ・省エネルギー性に配慮し間引き点灯可能な計画とし、イベント開催、平常時等で点滅を分けられる計画とすること。
- ・近隣に対して光害を与えないよう配慮すること
- ・停電時にも陸上競技場から安全に道路まで移動できる程度の照明設備を確保すること。
- ・環境に配慮した再生可能エネルギーの活用に努めること。
- ・適切な間隔で公園灯を設置すること。設置にあたっては、施設の周辺は50ルクス以上、公園入口、園路の交差・分岐部等の主要な部分は5ルクス以上、その他の園路等は1～3ルクス程度の照度を確保できるように配置すること。LEDとし、タイマー式、自動点灯式とすること。

ウ 空調設備計画

(ア) 共通事項

- ・オゾン層破壊防止、地球温暖化防止等地球環境に配慮し、省エネルギー化を目指すこと。
- ・安全性、将来性を考慮し、各諸室の用途・使い勝手・使用時間帯に適した空調システムを選定すること。
- ・用途毎の空調仕様の選定や自動制御設備等の導入により、維持管理及び運転管理が容易なシステムとすること。
- ・既存施設を含めて騒音規制法上の特定施設に該当する。送風機、排風機、排煙機、その他機器を設置する場合は、隣地境界上での騒音規制値を充足する消音対策を行うこと。
- ・主要な機器類（空調、換気、排煙、自動制御など）は室内設置とし、将来の機器更新などに対応可能な余裕のある設備スペースとすること。
- ・設備方式、使用機材及び器材は、耐久性、信頼性、耐震性があり、長寿命、維持管理、省資源、省エネルギーに配慮したものとする。
- ・地震時などの二次災害防止に配慮した計画とすること。
- ・諸室環境に応じた適切な計画を行い結露防止や防カビ対策を行うこと。
- ・地下駐車場・デッキ下・ピット部分も含めた外気にさらされる場所及び多湿箇所

のダクト・配管の保温外装材、支持金物等は屋外仕様(ステンレス製)とすること。

- ・エアコンや空気調和機等に搭載されるフィルター・Vベルト等は清掃・交換時の運転が可能となるように1台につき予備を1セットずつ納品すること。

(イ) 空調設備

- ・快適な室内環境が確保できるよう計画すること。
- ・各諸室の空調管理は、中央監視設備で行えるようにすること。また、各諸室においても管理できるものとする。
- ・天井カセット型エアコン等の天井面に設置する空調設備についてはフィルターの維持管理性を考慮し、自動昇降機能を有するものとする。
- ・電気室の空調機は複数台の設置とし、空調機のみで負荷を除去できる能力とすること。
- ・既存電気室に空調機を新設すること。

(ウ) 換気設備

- ・各諸室の用途、目的に応じた換気システムとすること。また、シックハウス対策に配慮した換気計画とすること。
- ・トイレの排気は、専用の独立した換気設備とすること。その他臭気や空気汚染のおそれのあるエリアは、個別設備とすること。
- ・省エネルギーを考慮し、居室には全熱交換器を設置すること。
- ・電気室の換気量は受変電設備機器の発熱負荷を見込むこと。
- ・現行駐車場法に準拠した換気量を確保する計画とすること。
- ・駐車場の換気は1種換気とし、省エネルギーを考慮し、CO制御方式も計画すること。あわせて駐車場の空気環境の均一化を目的として局所送風機を計画すること。
- ・既存駐車場内及び地上階の改修済みトイレの天井内設置の排風機及びダクトの撤去新設を計画すること。

(エ) 排煙設備

- ・関係法令に従い、排煙設備を設置及び撤去新設すること。
- ・諸室環境に応じた適切な排煙方式を選定すること。
- ・機械排煙の排煙口は維持管理の容易性を考慮し、自動復帰型とすること。

(オ) 自動制御設備

- ・エアコン類は空調の集中リモコンを整備し、消し忘れを確認できるようにするなど施設運用に配慮すること。

(カ) 中央監視設備

- ・空調設備をはじめとする設備機器の運転状態や警報状態を監視・操作等できる中央監視設備を防災センターに整備すること。また、既存防災センターでも同様に監視できるようにすること。

- ・防災設備とも適切に連携されたものとする。詳細な仕様については、市と協議を行うこと。
- ・設備機器類の日常運転や維持管理・異常警報等の監視システムを計画すること（電力監視装置及び既設部を含む雨水制御監視も含む）。
- ・中央監視設備にて、雨水ゲート弁制御、防水板制御を含めて一括で制御監視を行うシステムとすること。

エ 給排水衛生設備計画

(ア) 共通事項

- ・レクリエーション広場側の既存設備は令和4年に改修済トイレの設備を除き、関連する配管・配線・機器類等すべて撤去新設するものとする。
- ・利用者の快適性、耐久性、保守管理の容易さに優れた機器及び器具とすること。
- ・配管は、合理的なルートとなるよう計画し、経済性や維持管理のし易さに配慮した計画とすること。
- ・諸室環境に応じた適切な計画を行い、結露防止や防カビ対策を行うこと。給排水などの配管改修時に施設運営の影響が少ない計画とすること。
- ・地震時などの緊急時への対応及び二次災害防止に配慮した計画とすること。
- ・外部に設備機器を設ける部分は、雨や強風等により機能が損なわれないよう、十分配慮すること。
- ・給水埋設配管は耐震性を考慮し、配管種は配水用ポリエチレン管（JWWA K 144 またはPWA001）とすること。40A 以下の給水管については水道用ポリエチレン二層管（1 種）（JIS K6762）とすること。
- ・レクリエーション広場の既存緑地部散水設備は配管を含め撤去新設を行うこと。
- ・レクリエーション広場の既存スプリンクラー散水設備の既存配管、附帯機器の撤去を行うこと。
- ・地下駐車場・デッキ下・ピット部分も含めた外気にさらされる場所及び多湿箇所のダクト・配管の保温外装材、支持金物等は屋外仕様(ステンレス製)とすること。

(イ) 給水設備

【上水】

- ・必要箇所に必要水量、水圧が定常的に確保できるシステムとすること。
- ・給水方式は衛生的かつ合理的で経済性に優れた計画とすること。
- ・新たな上水引き込み量水器を新施設内に計画すること。計画給水対象エリアは既存施設及び新施設の給水量を見込むこと。
- ・野球場西側の既存上水引き込み管 100A は新設引き込みの際に縮径する計画として、野球場（スタンド側、外野トイレ及び南ひろば等の3か所）の給水使用量から縮径を実施すること。詳細については上下水道局と協議を行うこと。
- ・新たな引き込みに伴い野球場取引量水器から分岐以降の既存施設用の屋外埋設給水管及び量水器は撤去埋戻しを行うこと。
- ・野球場（スタンド側、外野トイレ）及び南ひろばの自己品量水器の撤去新設を計画すること。これについても上下水道局と協議を行うこと。
- ・新設受水タンクには、自動塩素滅菌装置、感震器連動の緊急遮断弁及び給水栓を

設けること。

- ・新設施設及び既存レクリエーション広場の緑化部への給水は各所に散水栓を設置しホースにて給水を行う。
- ・受水タンクの容量、ポンプの容量等は、新設施設及び既存施設分を見込むこと。
- ・受水槽＋加圧給水ポンプにて新設施設及び既存施設の各所へ供給可能な給水方式を計画すること。
- ・既存箇所給水設備について、給水方式の変更に伴い不要となった既存配管を撤去すること。

(ウ) 給湯設備

- ・給湯設備を設置することとするが、設備の種類については事業者の提案による。
- ・維持管理及び更新を考慮し、給湯設備から供給場所までが近距離となるような配置を計画すること。

(エ) 排水通気設備

- ・施設内で発生する汚水については、可能な限り自然流下とし、地下階などは汚水槽貯留からのポンプアップ排水にて北面の下水道本管に放流を行うこと。下水道管への接続については名古屋市上下水道局と協議を行うこと。
- ・改修済みトイレの汚水槽の渡り配管、汚水排水ポンプ及びポンプ吐出配管についても撤去新設を計画すること。
- ・既存汚水槽・雨水槽・湧水槽は本事業にて清掃すること。
- ・排水配管は、排水トラップの破封及び逆流等が生じないように、適切に通気設備を設けること。
- ・エアコン室内機のドレン管の口径は、スライムを考慮して、メーカー仕様等でやむを得ない部分以外は32A以上とする。エアコン室内機、ファンコイルユニット等の横引きドレン管がつまった時の清掃用に横引きドレン管の末端には掃除口および天井点検口を設けること。
- ・排水配管（ポンプアップ配管に限る）は、水道配水用ポリエチレン管（JWWA K144またはPWA001）等として耐震性を有するものとする。

(オ) 衛生器具設備

- ・衛生的で、障害者や高齢者等にも使いやすく快適性の高い器具を採用すること。機能については、既存施設の改修済トイレの仕様に準拠して計画すること。
- ・省エネルギー・省資源にも積極的に配慮した器具を採用すること。
- ・トイレは、「別紙06 諸室要求事項一覧」を参照し、収容人員、想定用途を鑑みて適切な配置・動線等を計画すること。
- ・トイレの洗浄ボタンは、認識しやすさに配慮して、その他のボタンより大きいものを採用すること。
- ・衛生器具はユニバーサルデザインに配慮した器具を選定すること。

(カ) 雨水流出抑制設備

- ・雨水流出抑制対策要綱に基づき必要に応じて雨水流出抑制施設を設けること。

- ・既設雨水貯留槽に設置された雨水流入・流出制御弁とその制御機器類及び雨水排水ポンプ及び吐出配管について撤去新設を計画する。またレクリエーション広場南部に設置されている雨水ゲート弁、ゲート弁制御盤等を含めて撤去新設を行うとともに、北陸上競技場と宿泊研修棟の間に設置されている雨水排水ポンプ槽のポンプ、盤、ケーブル類についても撤去新設し、警報類についても同様とする。

(キ) その他設備

a 消防設備

- ・関係法令及び所轄消防署の指導等に従い、適宜設置すること。なお、特例申請は原則行わないものとするが、特例申請する場合は施設運用上影響しないことを前提に、その合理性を証明したうえで市と協議を行うこと。
- ・防災センターは特殊消火設備を設けることを基本とする。また、消火設備稼働後の設備損害がない消火方式の採用を検討すること。不活性ガス消火設備を採用する場合は、二酸化炭素消火設備以外の消火方式とすること。
- ・既存施設への新設施設の接続に伴い、既存泡消火ポンプは、全体を含めて新たな機器選定を行うこと。
- ・既存泡消火剤の生産停止に伴い、施工時期に既存同等の消火剤の入手が困難な場合は、供給可能な消火剤仕様にて計画を行うこと。
なお、事業期間中に消防庁より新消火剤の通知が発表された場合は、発注者、消防と採用可否の協議を行うこと。

b ミスト噴霧設備

- ・屋根付き広場の屋根下部全面に、利用者を濡らさず、暑熱対策効果のあるミスト噴霧設備を設置する計画を行うこと。
- ・ミスト広場に、床の舗装面から雲海を発生するイメージの演出効果があり、利用者が楽しみながら暑熱対策になるミスト噴霧設備の計画を行うこと。また、利用者の視界を遮ることがある場合、安全を確保する対策を講じること。
- ・ミスト噴霧設備用機械室は新施設内のミスト噴霧箇所近くに計画を行うこと。
- ・ミスト噴霧設備は衛生管理ができる機構とし、保健所と協議を行うこと。
- ・ミスト噴霧設備により、遊具等が濡れることで利用者の安全を損なうおそれがある場合は、対策を講じること。
- ・ミスト噴霧設備は周辺道路、園路等の視界を遮るおそれのないように設置すること。

第3 統括管理業務に関する要求水準

1 総則

(1) 業務の概要

事業者が実施する設計業務、建設業務、工事監理業務について、各業務を総合的かつ包括的に統括して管理できる体制を構築するため、事業者は、統括管理業務を実施する。

ア 「本書のとおり本施設及び成果物を完成させること」を実現するため、施設整備を実施する管理技術者（設計）、監理技術者、管理技術者（工事監理）の業務内容を精査した上で役割分担を適切に行なうとともに、各技術者の能力が十分に発揮できるように、体制整備とその管理を適切に行うこと。特に本施設の品質確保を実現するため、品質確保プロセスを適切に計画、実行し管理すること。

イ 事業者は、管理技術者（設計）、監理技術者、管理技術者（工事監理）が適切に業務を実施するように、それぞれの業務管理を行うものとし、業務間での必要な業務の漏れ、不整合その他の事業実施上の障害が発生しないよう必要な調整を行うこと。

(2) 業務の区分

ア 統括マネジメント業務

イ 施設管理者との調整・連絡業務

(3) 実施体制

事業者は、全期間にわたり「統括管理技術者」を配置し、統括管理業務計画書と合わせて契約締結後14日以内に市に通知すること。また、各業務の「技術者（管理技術者（設計）、監理技術者、管理技術者（工事監理）」を配置すること。なお、統括管理技術者は代表企業から、管理技術者（設計）は設計業務を行う企業から、監理技術者は建設業務を行う企業から、管理技術者（工事監理）は工事監理業務を行う企業から配置すること。

(4) 統括管理技術者の要件

ア 統括管理技術者の要件

統括管理技術者は、以下の要件を満たす者であること。

(ア) 業務全体の状況を適切に把握できる者であること。

(イ) 発注者の求めに応じ、速やかに現場に急行し、協議等を行える者であること。

(ウ) 必要に応じて市が開催する会議等に参加することが可能であること。

イ 統括管理技術者の変更

(ア) 原則として、業務期間にわたり統括管理技術者を変更することはできない。

(イ) 市は統括管理技術者の能力がその役割にふさわしくないと判断した場合、統括管理技術者の変更を事業者に指示する事ができる。

(ウ) 市から統括管理技術者の変更を指示された場合、事業者は、市の指示から14日以内に新しい統括管理技術者を市に届け出ること。事業者からの届け出に対する市の確認及び承認をもって、統括管理技術者の変更とする。

(5) 報告事項

ア 統括管理業務計画書

事業者は、統括管理業務着手前に統括管理業務計画書を作成し、契約締結後 14 日以内に次に掲げる書類とともに市に提出して確認を受けること。

- ・各業務の基本方針
- ・業務内容（提案に基づく具体的な内容）
- ・実施体制図

イ 統括管理業務報告書

事業者は、統括管理業務について、次の報告書を翌月 10 開庁日以内に提出すること。

また、月次報告書には事業者間調整の議事録及び事業進捗管理状況、市との協議事項等に関する進捗管理状況、変更に関連する事項のとりまとめを含めて記載を行うこと。

- ・統括管理業務報告書（月次）

2 業務の要求水準

(1) 基本事項

- ア 事業全体の業務を一元的に管理できるマネジメント体制を構築すること。
- イ 連絡・調整の窓口となる業務担当者を設置し、市との適切なコミュニケーションに努めること。
- ウ 事業者内部の管理統制方法、各構成員の管理統制方法を明確にすること。
- エ 事業者は、事業期間を通して事業全体を統括する統括管理技術者を配置すること。

(2) 統括管理技術者の業務

- ア 各構成員の提案・意見を聴取・調整することにより、効率的かつ効果的な事業実施を図ること。
- イ 市との適切なコミュニケーションに努めること。必要に応じて連絡・調整の窓口となる業務担当者を設置すること。
- ウ 適宜、名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業の事業者と調整・連絡をとり、双方の事業の円滑な遂行に努めること。
- エ 各業務の技術者（管理技術者（設計）、監理技術者、管理技術者（工事監理））を確認し、各技術者届を市に提出すること。なお、各業務の技術者が変更となった場合は、速やかに変更後の技術者を確認し、市に届け出ること。
- オ 各業務の技術者が業務を円滑に遂行し、法令を遵守するよう管理監督するとともに、必要に応じて指導すること。
- カ 市及び関係機関と協議、打合せ等を行ったときは、その都度内容を書面に記録し、市と相互に確認した上で、打合せ記録簿として市に提出すること。
- キ 維持管理及び運営に配慮した施設整備となっているか十分に確認すること。
- ク 各業務の履行状況を明確に把握し、要求水準を満たしているかを定常的かつ適切に把握・管理できる体制を構築し、機能させること。
- ケ 各業務のコスト管理を適切に行うこと。

- コ 各業務のセルフモニタリング業務については、統括管理技術者が取りまとめ、要求水準を満たしているか十分に確認し、必要書類等を市へ提出すること。
- サ 本書等の変更事項を市と事前協議した上で、変更事項をまとめた一覧表（各事項の変更金額を含む。）を作成し提出すること。また、一覧表作成後は適宜追記又は修正とすること。
- シ 変更金額の根拠資料として、変更事項の数量・単価・金額等の詳細な内容が確認できる内訳書（見積を含む。）や図面等（該当部分が一目でわかるような補足資料を含む。）を作成し提出すること。
- ス 各種協議のスケジュール等の管理、提出物の管理等を行うこと。
- セ その他事業の必要な調整と管理に必要なことを実施すること。

第4 設計業務に関する要求水準

1 総則

(1) 業務の概要

本事業において整備する施設が「第2 施設の機能及び性能に関する要求水準」を満たし、本事業の目的に合致して、誰もが安全、快適かつ便利に利用できるサービスを提供可能な施設を設計する。

(2) 業務の区分

- ア 事前調査及びその関連業務
- イ 設計業務（基本設計・実施設計）
- ウ 各種関係機関との調整業務
- エ セルフモニタリング業務
- オ 障害者団体等への説明会等実施業務
- カ 地域住民等への説明等実施業務
- キ その他設計業務において必要な業務

(3) 業務期間

設計業務の期間は、引渡しに間に合わせるように事業者が計画すること。

(4) 実施体制

事業者は、管理技術者（設計）を配置し、設計業務計画書と合わせて契約締結後14日以内に市に通知すること。設計業務実施体制表には、管理技術者（設計）のほか、配置する建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備、昇降機設備、公園等の専門別の担当者の記載を必須とし、その他の担当者を配置する場合は、あわせて記載すること。なお、昇降機設備設計担当者に限り、電気設備設計担当者又は機械設備設計担当者と兼ねることができるものとする。

(5) 報告事項

ア 設計業務計画書

事業者は、設計業務着手前に設計業務計画書を作成し、契約締結後14日以内に次に掲げる書類とともに市に提出して確認を受けること。

設計業務日程表は、調査工程、基本設計工程、実施設計工程、近隣説明工程、各種書類の提出時期、計画通知等各種手続及び市との協議調整を盛り込んだ工程表とすること。

- ・設計業務着手届（基本設計着手前、実施設計着手前）
- ・設計業務実施体制表
- ・設計業務日程表
- ・管理技術者（設計）届（経歴書、資格証添付）

イ 設計期間中業務に係る必要書類

事業者は、次に掲げる書類について、設計期間中に市が提出を求めた場合には、速

やかに市に提出するとともに、必要な説明を行うこと。また、市及び関係機関と協議、打合せ等を行ったときは、その都度内容を書面に記録し、市と相互に確認した上で、打合せ記録簿として市に提出すること。

- ・地質調査、土壌調査、現況測量等の設計に必要な事前調査報告書
- ・各種申請等の手続きに必要な書類の写し
- ・各種許認可書等の写し
- ・打合せ記録簿
- ・その他設計に必要な書類等

ウ 設計業務に係る必要書類

- (ア) 基本設計及び実施設計終了時には、「別紙 07 提出図書一覧」に示す書類を提出すること。市は、内容を確認し、その結果（是正がある場合には是正要求書を含む。）を通知する。
- (イ) 提出図書の体裁・部数については、別途、市の指示によるものとし、電子データの納品については、「電子納品に関する運用基準〔建築・設備〕」によるものとする。また、これら図書（図書の保管に必要な什器・備品を含む。）の保管場所を本施設内の倉庫に確保するとともに、図書の保管に必要な什器・備品を納入すること。

エ 業務報告書・業務完了届

- (ア) 設計業務については、「月次業務報告書」を提出すること。なお、「月次業務報告書」は翌月 10 開庁日以内に提出すること。
- (イ) 月次報告書には管理状況を含めた業務の進捗管理状況及び関係部署等との調整状況の記載を行うこと。
- (ウ) 設計業務が完了したときは、基本設計及び実施設計それぞれについて、市に「設計業務完了届」を提出すること。

(6) 留意点

ア 市との調整

市と事業者との間で本施設の設計に係る協議を目的とする「設計部会」を開催する。「設計部会」は、市と協議の上で、定期的（1 回/月以上）に定例会を開催するほか、市の求め等、必要に応じ臨時会を開催すること。なお、開催にあたり、会場の確保、資料作成、日程調整等をすべて事業者の負担で行うこと。

イ 市による任意の確認

市は、事業者に設計状況について説明若しくは書類（データを含む。）の提出をいつでも求め、確認することができる。

ウ 進捗確認

設計の進捗管理を事業者の責任において実施すること。なお、事業者は、進捗に遅延が発生した場合、遅延を解消する体制を構築すること。また、進捗状況や市との協議内容及び設計内容等について、統括管理技術者が把握できるよう管理技術者（設計）に逐次報告を行わせること。

エ 設計変更について

要求水準及び提案内容等の変更により、設計に変更が生じる場合は、これに対応すること。

オ 関係機関との調整支援

市が国・県ほか関係機関及び庁内関係者に対して行う報告業務等について協力すること。

カ その他

事業者は、設計業務完了後速やかに、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）利用規約に基づき業務カルテを作成し、市の確認を受ける。また、確認後の業務カルテを（一社）公共建築協会公共建築設計者情報センターへ提出の上、業務カルテ受領書を受け取り、設計業務完了後 10 日以内にその写しを市に提出すること。

2 業務の要求水準

（1）事前調査及びその関連業務

事業者は、本事業に必要な現況調査（既存工作物、植栽等を含む。）、敷地測量、地質調査、電波障害調査等、各種調査業務を事業者の責任及び負担において、必要な時期に適切な内容で行うこと。なお、地質調査を行った場合は、調査結果を一般財団法人国土盤情報センターによる検定を受けた上で、登録の手続きを行うとともに、検定証明書を電子データで提出すること。

事業者は、本計画に必要な範囲において、上下水道、ガス、電力、通信等の状況等を調査し、必要に応じて関係機関と協議を行い、市に報告すること。

事業者が市の協力を必要とする場合、市は、資料提供、その他について協力する。

（2）設計業務（基本設計・実施設計）

ア 業務の実施

（ア）事業者は、関係法令等に基づき関係部署と事前相談、協議等を基本設計初期段階から行うこと。

（イ）市は、必要があると認めるときは、設計変更を求めることができる。また、事業者の事由により設計変更の必要性が生じた場合は、その変更内容及び概算費用について市の承諾を得た上で、設計変更を行うことができる。

（ウ）基本設計及び実施設計時等において、当該部分の計画趣旨や工事計画等について、近隣住民等への説明会を開催すること。開催にあたり、資料作成、会場・必要人員の手配、議事録の作成等を事業者の負担で行うこととし、開催日や参加人数等は市と協議すること。説明及び近隣対策の実施については、事前及び事後にその内容及び結果を市に報告すること。

（エ）建設業務段階において、国土交通省告示第 98 号別添一 1 項三号に定める設計意図伝達業務を行うこと。

イ 積算業務

（ア）基本設計完了時及び実施設計完了時において、設計内容に基づいた積算を行うこと。また、内訳書を作成し、提出すること。

（イ）内訳書は、請負代金内訳書（本事業における内訳書）する。

（ウ）内訳書は、RIBC2 により作成すること。（RIBC2 とは、一般財団法人建築コスト

- 管理システム研究所が開発した「営繕積算システム」を指す。）
(エ) RIBC2 データ及び印刷物を提出すること。

(3) 各種関係機関との調整業務

- ア 事業者は、本業務に必要な協議、各種申請等の手続きを事業スケジュールに支障がないよう、適切な時期に実施すること。
- イ 電気、水道、ガス、通信等のインフラ供給元、所轄消防署及び法令等の関係部署等（名古屋市の建築審査課、建築指導課、緑政土木局関係部署等）との必要な協議を行うこと。
- ウ 申請等の手続きで関係機関等に提出した書類及び関係機関等から受理した許認可書等について、その写しを市に速やかに提出すること。なお、正副本の取扱いは、市の指示に従うものとする。
- エ 協議、各種申請等の手続きに必要な費用は、事業者の負担とする。

(4) セルフモニタリング業務

- ア 事業者は、設計業務着手前に要求水準等確認計画書（チェックリストを含む。）及びセルフモニタリング計画書を市と協議の上で作成し、市に提出するとともに市の確認を受けること。なお、内容は「建築」、「構造」、「設備」、「広場」に区分し、さらに「設備」は、「衛生設備」、「空調設備」、「電気設備」及び「昇降機設備」に区分すること。
- イ 設計業務に係る要求水準等確認計画書のチェックリストにおいては、個別の確認項目毎に、要求水準の確認方法（性能を客観的に証明する書類等）、確認時期（設計図書の作成時期等）、確認者及びその他必要な事項を記載すること。また、要求水準の確認における図面等の資料（以下「要求水準確認資料等」という。）については、該当部分が一目でわかるように補足資料も併せて作成すること。
- ウ 設計業務に係る要求水準等確認計画書については、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、基本設計完了時、その他業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うものとする。
- エ 基本設計完了時、実施設計完了時に、「別紙 07 提出図書一覧」に定める図書とともに要求水準等確認報告書（チェックリスト及び要求水準確認資料等を含む。）を市へ提出し、要求水準に適合していることの確認を受けること。なお、設計の各段階において確定することが困難な事項がある場合は、困難な理由を市に説明した上で「実施設計時（又は建設時）、要求水準に適合するよう対応」する旨を要求水準等確認報告書に明記し、実施設計時（又は建設時）に内容が確定した段階で、改めて市の確認を受けること。

(5) 障害者団体等への説明会等実施業務

事業者は、障害者団体等への説明会等を開催する。説明会は基本的に名古屋市健康福祉局地域共生推進課の主催する「バリアフリー相談支援事業」において各年度 1 回程度参加するものとし、説明会参加者の意見に応じて説明会開催回数(個別説明含む)や説明内容・方法を検討すること。説明会の開催時期は、説明会開催年度の前年度までに事

業に反映可能な時期を設定すること。「バリアフリー相談支援事業」においては説明資料作成(説明会の約3ヵ月前)、当日説明、質疑応答、意見への対応方針の作成を行うこと。

事業者は、市と協議の上、説明会参加者からの意見等を最大限設計に取り入れること。この場合において、当該業務に係る一切の費用は、本事業に含むものとする。

(6) 地域住民等への説明等実施業務

ア 事業者は、市が指定する範囲の地域住民に対して説明を実施する。説明の開催時期は、市と協議の上、事業に反映可能な時期を設定し、説明参加者からの意見等を最大限設計に取り入れること。この場合において、当該業務に係る一切の費用は、本事業に含むものとする。

イ 事業者は、市及び施設管理者ホームページへの資料掲載を通じて、市民に本事業について情報発信する為の資料作成を行うこと。掲載時期や回数については、市民が本事業への理解を深める機会を創出するという目的を理解した上で、事業者が提案し、市と協議の上、詳細を決定する。なお、当該業務に係る一切の費用は、本事業に含むものとする。

(7) その他設計業務において必要な業務

事業者は、その他設計業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

第5 建設業務に関する要求水準

1 総則

(1) 業務の概要

建設業務は、設計業務において作成した設計図書に基づいて、建設工事を行い、「別紙 11 事業者が設置する什器・備品等一覧」に示された什器・備品等を設置する。

(2) 業務の区分

- ア 建設工事着手前業務
- イ 建設業務及びその関連業務
- ウ 完工後業務
- エ 什器・備品等調達・設置業務
- オ 施設の引渡し業務
- カ 各種関係機関との調整業務
- キ セルフモニタリング業務
- ク 障害者団体等への説明会等実施業務
- ケ 地域住民等への説明等実施業務
- コ その他建設業務において必要な業務

(3) 業務期間

建設業務の期間は、引渡日に間に合わせるように事業者が計画すること。なお、建設業務の開始は実施設計完了後とする。

(4) 実施体制

事業者は、監理技術者を配置し、契約締結後 14 日以内に市に通知すること。建設業務実施体制表には、監理技術者のほか、配置する意匠、構造、電気設備、機械設備、昇降機設備、公園等の専門別の担当者の記載を必須とし、その他の担当者を配置する場合は、あわせて記載すること。なお、専門別の担当者は複数の分野について兼務することができない。また、監理技術者は建設業務期間中、及び専門別の担当者（構造、昇降機設備、公園の担当者を除く。）は担当業務の施工期間中、専任かつ常駐して業務を行うこと。

電気設備、機械設備及び昇降機設備の担当者については建設業務を行う構成員から選任せずとも、建設業務を行う構成員の一次下請け企業から選任しても良いものとする。

(5) 報告事項

ア 建設業務計画書

事業者は、建設業務着手前に建設業務計画書を作成し、当該業務着手 30 日前までに次に掲げる書類とともに市に提出して確認を受けること。

- ・建設業務着手届
- ・建設業務実施体制表

- ・詳細工程表
- ・監理技術者等届（経歴書、資格証添付）
- ・工事記録写真撮影計画書
- ・仮設計画書
- ・使用機材報告書（使用機材毎のメーカー名をまとめた一覧表）
- ・下請負届
- ・施工体制台帳の写し
- ・建設業退職金共済組合掛金収納書
- ・緊急時の連絡体制表
- ・品質管理計画書

イ 建設期間中業務に係る必要書類

事業者は、建設期間中に次に掲げる書類を作成し、市が提出を要求した場合には速やかに市に提出するとともに、必要な説明を行うこと。また、工事打合せ簿については、市及び関係機関との協議、打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面に記録し、市と相互に確認した上で、市に提出すること。なお、提出時の体裁について記載の無いものは、別途指示する。

- ・機器承諾書
- ・使用機材届出書
- ・使用材料届出書
- ・週間工程表・月間工程表
- ・各工種別施工計画書・施工報告書
- ・残土処分計画書・実施書
- ・産業廃棄物処分計画書・実施書
- ・再生資源利用計画書・実施書
- ・再生資源利用（促進）計画書・実施書
- ・生コン配合計画書
- ・各種計算書各種試験結果報告書
- ・各種出荷証明書
- ・マニフェスト（総括表のみ）
- ・施工体制台帳の写し（追加・変更後随時）
- ・工事打合せ簿
- ・その他施工に必要な届出等

ウ 建設業務に係る必要書類

- (ア) 建設終了時には、「別紙 07 提出図書一覧」に示す書類を提出すること。市は、内容を確認し、その結果（是正がある場合には是正要求書を含む。）を通知する。
- (イ) 提出図書の体裁・部数については、別途、市の指示によるものとし、電子データの納品については、「電子納品に関する運用基準〔建築・設備〕」によるものとする。また、これら図書（図書の保管に必要な什器・備品を含む。）の保管場所を本施設内の倉庫に確保するとともに、図書の保管に必要な什器・備品を納入すること。

エ 業務報告書・業務完了届

- (ア) 建設業務については、「年次業務報告書」及び「月次業務報告書」を提出すること。なお、「年次業務報告書」は年度終了後 10 開庁日以内、「月次業務報告書」は翌月 10 開庁日以内に提出すること。
- (イ) 月次報告書には予定進捗と出来高進捗を入れた工程表、施工図や施工計画書等を含めた工事関係書類の作成・提出状況及び近隣住民や関係者との対応状況、関係部署との調整状況の記載を行うこと。
- (ウ) 建設業務が完了したときは、市に「建設業務完了届」を提出すること。

(6) 留意点

ア 市との調整

市と事業者との間で本施設の建設に係る協議を目的とする「建設部会」を開催する。「建設部会」は、市と協議の上で、定期的（1 回/月以上）に定例会を開催するほか、市の求め等、必要に応じ臨時会を開催すること。なお、開催にあたり、会場の確保、資料作成、日程調整等をすべて事業者の負担で行うこと。

イ 市による任意の確認

市は、事業者に建設状況について説明若しくは書類（データを含む。）の提出をいつでも求め、確認することができる。

ウ 進捗確認

工事の進捗管理を事業者の責任において実施すること。なお、事業者は、進捗に遅延が発生した場合、遅延を解消する体制を構築すること。また、進捗状況や市との協議内容及び工事内容等について、統括管理技術者が把握できるよう監理技術者に逐次報告を行わせること。

エ 設計変更について

建設業務を進める中、要求水準及び提案内容等の変更により、設計に変更が生じる場合は、これに対応すること。

市は、設計図書に対し、変更を求めることができるものとする。また、事業者として設計図書を変更する必要がある場合は、その変更内容及び概算費用について市の承諾を得た上で、設計図書の変更を行うことができる。なお、事業者は変更に伴う設計成果品の変更を行い、変更した設計成果品を市に提出すること。

オ 事故対応

工事に関連して事故が発生した場合には、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちに市に通報し、工事事務発生報告書を提出すること。

整備に伴い道路側溝や縁石等に破損又は損傷を与えた場合は、道路管理者等の指定する方法等により、事業者の責任及び負担にて復旧を行うこと。

カ 災害対応

名古屋市域において震度 5 強以上の地震が発生したときは、現場の状況を確認し、被害の有無に関係なく、市へ報告を行うこと。また、震度 5 弱以下であっても地震により被害を受けた場合は、市へ報告を行うこと。なお、被災後、現場に勤務する事業者の作業員全員が現場を離れる場合は、報告事項を記載した書面を工事表示板設置

箇所に掲示すること。

また、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、事業者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行う等、有事に際しての備えを行うこと。

キ 関係機関との調整支援

市が国・県ほか関係機関及び庁内関係者に対して行う報告業務等について協力すること。

ク 施設管理者等との調整

事業者は施設管理者の業務に支障をきたさぬように、必要な動線を確保すること。業務に影響を及ぼすようなことが想定される場合は、予め協議を行うこと。また、工事期間中の既存施設でのイベント開催に伴う搬出入動線の確保を行うこと。

ケ その他

事業者は、受注時、登録内容変更時及び完了時に工事实績情報を作成し、市の確認を受けたのちに、(一財)日本建設情報総合センターに登録し、登録内容確認書を市に提出すること。

提出書類は、管理技術者（工事監理）が確認を行ったものを提出すること。

2 業務の要求水準

(1) 建設工事着手前業務

ア 近隣説明・準備調査等

(ア) 事業者は、建設工事着手に先立ち、近隣住民等に対して工事内容の説明及び建設準備調査等を充分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。

(イ) 建設工事着手前において、当該部分の計画趣旨や工事計画（仮設計画や車両の搬出入経路、安全・環境対策、全体工程等）について、近隣住民等への説明すること。また、工事期間中においても、工事計画の節目等に説明を実施すること。開催にあたり、資料作成、会場・必要人員の手配、議事録の作成等を事業者の負担で行うこと。

(ウ) 事業者は、騒音・振動に関する関係法令等を遵守することはもとより、近隣施設、近隣住民の活動及び生活に支障が無いように安全を確保し、工事騒音、振動等に十分配慮した工事計画で建設工事を実施すること。また、近隣住民等から本事業に関する意見があった場合は、速やかに市に報告するとともに近隣住民等の求めに応じて、工事内容の説明・対応を適宜実施・報告すること。

(エ) 近隣住民等への説明会及び近隣対策の実施については、事前及び事後にその内容及び結果を市に報告すること。

(オ) 事業者は、進入道路等の交通規制を行う場合には、交通管理者等と事前協議を行うとともに、交通整理を行う人員を適切に配置すること。

イ 仮設計画

(ア) 本工事において、設置可能な範囲で道路面等に対して防護柵を設けること。防護

- 柵には完成予想図や整備状況等を設置し、周辺住民への広報等に配慮すること。
- (イ) 防護柵が既存の外灯等の障害となる場合や防護柵により夜間の明るさが確保できない場合には、仮設照明等により必要な措置を講ずること。

(2) 建設業務及びその関連業務

- ア 事業者は、各種関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計・工事請負契約書、本書、事業提案書、設計図書、施工計画書及び品質管理計画書に従って施設の建設工事を実施すること。
- イ 事業者は、建設業務開始の15日前までに、建設業務の実施体制、工事工程等の内容を含んだ工事全体の「総合施工計画書」を作成し、市の確認を得ること。
- ウ 事業者は、工事にあたって必要となる協議、各種申請及び手続き、各種許認可、届出等を事業スケジュールに支障がないように事業者の責任において実施すること。
- エ 事業者は、工事期間中、市と協議して定める期限までに月間工程表及び週間工程表を作成し、市に提出すること。
- オ 事業者は、建設業務に当たる者が構成員以外の第三者に下請又は委託を行った場合には、速やかに市に下請負届にて通知すること。
- カ 事業者は、工事期間中、常に工事記録を整備すること。
- キ 事業者は、本施設の工事において行う主要な検査及び試験、隠蔽される部分の工事等が実施される時期について、事前にその内容及び実施時期を市に通知すること。市は、当該検査等又は試験に立会うことができるものとする。
- ク 市は、事業者が行う工程会議に立会うことができるとともに、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。
- ケ モニタリング実施のため、市が使用する監督員事務所を設置すること。「監督員事務所特記仕様書（名古屋市住宅都市局）」による1号非常駐とする。
- コ 事業者は、市の監査等に関わる検査等の資料作成等に協力すること。（事業期間終了後も含む。）
- サ 工事期間における市民やメディアへの効果的なPR方法を提案し、市と協議の上、適宜実施すること。また、現場見学（名古屋市職員向け研修を含む。）や取材への対応（配布資料や説明パネルの作成を含む。）を行うこと。
- シ 事業者は、工事中の騒音・振動・粉塵・臭気・大気汚染・水質汚濁等の影響が生じないよう周辺の環境保全に努め、安全等の対策を行うこと。
- ス 騒音・振動を発生する特定建設作業等の施工は、低騒音低振動工法を採用するとともに、さらなる騒音・振動の抑制に取り組むこと。また、騒音振動規制法施行規則等に基づき関係省庁その他関係機関への届出等の手続きを行った上で工事に着手すること。
- セ 工事にあたっては、近隣住民、本施設及び周辺施設等の利用者及び周辺交通に配慮した安全対策を十分に行うこと。
- ソ 工事車両の通行は、「参考g 工事車両ルート図」を確認の上、近隣に配慮すること。また、一部の周辺道路は一方通行となっているため、注意すること。
- タ 事業者は、進入道路等の交通規制を行う場合には、交通整理を行う人員を適切に配置すること。

- チ 車両出入口・周辺道路等の清掃・保全を行い、周辺住民や通行者へ十分配慮すること。
- ツ 工事場所における夜間、休日警備を適切に行うこと。
- テ 樹木（シンボルツリーとして存置するクスノキは除く。クスノキについては、第5の2（10）を参照のこと。）については、移植、撤去（伐採・伐根）とも可能とする。
- ト 建設工事により発生する建設副産物については、関連する法令・基準等に基づき、適切に処分する適正な処理に努めること。また、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、必要な事項を書面で市に報告すること。
- ナ 工事計画にあたっては、再生資源利用促進（計画・実施）書及び再生資源利用（計画・実施）書を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」に搭載されている CREDAS 機能により作成し、市に報告すること。
- ニ 建設発生土については、処分土の縮減をはかるため、現場内利用に努めるとともに、現場内利用ができない場合は、工事間利用に努めること。現場内利用又は工事間利用ができなかった場合は、市が指定する場所に搬出すること。なお、搬出先については「別紙10 建設発生土の搬出候補一覧」に示す。
- ヌ 雨水排水・湧水排水については、工事期間中に問題が発生しないよう、事業者の責で対応すること。
- ネ 地中に単管を打込む場合や掘削、斫り等の作業がある場合は、事前に既設図面で配管等の地中埋設物や躯体埋設管の位置を確認すること。また、上記によって正確な位置が把握できない場合は、人力により試験的に施工する等、安全な方法にて埋設配管の種類、位置、規格、構造等を目視により確認した上で施工すること。（「参考c 工事履歴一覧表」を参照）
- ノ 業務に伴う電力会社、通信事業者、ガス会社等との調整及び撤去は本事業に含む。
- ハ 既設の配管・配線を撤去する場合は、計画図を市へ提出し、確認を受けること。
- ヒ 事業区域周辺の各種工事等の状況の把握に努め、必要に応じて調整を行うこと。また、周辺住民等への影響に配慮した工事計画を作成すること。
- フ 事前調査を含む本工事において、計画地の掘削等により、出土品や遺跡を発見した場合は、速やかに市へ連絡するとともに、出土品等の取り扱いを含め、市の指示に従うこと。
- ヘ 本工事に支障となる予期しない地中障害物等が確認された場合は、直ちに市へ報告し、その対応を協議するとともに、撤去又は残置する地中障害物等の大きさ、位置等を図面化し、市に提出すること。
- ホ 作業可能日について、原則として夜間、土・日曜日及び「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」に規定する休日（以下「休日」という。）に施工することはできないものとする。やむを得ない事情により夜間、土・日曜日及び休日に施工する必要が生じた場合には、市と協議の上、騒音、振動等近隣住民に十分配慮した工事計画とすること。
- マ 工事期間中における作業員詰め所等を含む現場事務所は、周辺環境を十分に配慮した配置計画とすること。また、働きやすい現場環境に配慮した快適トイレ等の設置を行うこと。
- ミ 当該施設、当該施設の駐車車両、隣接する民家・施設及び道路工作物等工事対象外のもの破壊した場合は受注者の責任において原形復旧し、工事中はこれを維持管理すること（公道等も同様）。

- ム 仮設等の撤去後、作業ヤード及び作業通路等の工事で使用した範囲は、速やかに原状回復を行うこと。特にインターロッキングブロックや柵等に十分注意すること。
- メ 事業者は、関係法令及び基準等に基づき、施設の状態について、健康で衛生的な環境を確認するため、空気環境測定、照度測定及び水質管理等の各測定を実施すること。
- モ 事業者は、本工事にて発電機等を設置するにあたり、必要な工事計画届出書等を作成し、関係省庁に届け出を行う。届け出に必要な書類の作成及び電気主任技術者の手配・費用の一切は事業者の負担にて行うこと。
- ヤ 敷地境界付近にて工事を行う場合、区域標等の保全を事業者の責任において行うこと。
- ユ ホで例外的に土・日曜日又は休日に施工する場合には、「別紙 08 週休 2 日工事の実施について」により、週休 2 日で実施すること。
- ヨ 本業務は、建設キャリアアップシステム (CCUS) を活用し実施すること。なお、実施にあたっては「別紙 09 建設キャリアアップシステムの活用について」によること。
- ラ 本業務を行うにあたり、事業予定地を現場事務所の設置、工事資材の保管等工事ヤードとして無償で使用することができる。使用にあたっては、防護柵等で区画する等安全対策を講じること。

(3) 完工後業務

ア 完了検査

完了検査は、本施設を市へ引き渡しを行う前段において完了させること。

イ 実施方法

完了検査は、次の規定に即して実施すること。ただし、これらの規定のうち該当する業務内容がない部分についてはこれを適用しない。

(ア) シックハウス対策の検査

- a 事業者は、完了検査に先立ち、「住宅都市局施設建築物（営繕物件）の屋内空気中化学物質濃度測定実施要領」により、本施設の対象室における屋内空気中化学物質濃度測定を実施し、その結果を市に報告すること。なお、事業者が購入する什器・備品設備等についても、搬入後に同様に行うこと。
- b 測定値が、厚生省生活衛生局長通知「室内空気中化学物質の室内濃度指針及び標準的測定法について」に定められる値を上回った場合、事業者は、自己の責任及び費用負担により、完工確認までに是正措置を講ずること。

(イ) 事業者による完了検査

- a 事業者は、工事の完了後、事業者自身による完了検査、建築基準法等に基づく本施設の完了検査及び機器、器具、什器・備品等の試運転を行うこと。完了検査及び試運転の実施については、その実施日程を 14 日前までに市に通知すること。
- b なお、空調の温湿度測定については、空調負荷がピークとなる時期（夏季・冬季共）に温湿度測定が必要となるため、引渡し後であっても施設との調整を行った上で実施すること。また、引渡し後に試運転調整や測定することがふさわしいものについても空調の温湿度測定と同様に実施すること。
- c 事業者は、市に対して、完了検査の結果を要求水準等確認報告書（チェックリスト及び要求水準確認資料等を含む。）とともに、検査済証及びその他の検査結果に関

する書面の写しを添えて報告すること。

- d 事業者は、工事の完了後、電気事業法に基づき、電気主任技術者の指示を受け、本施設の自家用電気工作物及び施設内の分電盤・動力盤に絶縁抵抗等の性能試験を行い、試験成績書を提出のこと。なお、試験に係る一切の費用は本事業に含まれる。

(ウ) 市の完工確認等

- a 市は、事業者による完了検査報告を受けた後、市自らによる完工確認を行うこととし、事業者は、市による完工確認に立会い、協力をすること。
- b 市による完工確認については、セルフモニタリング及びモニタリングの結果に基づいて確認、検査を行うものとする。
- c 市は、完工確認の結果、要求水準等の未達事項について期限を定めた上で、事業者にもってて是正や補修等の指示を行うものとする。
- d 市は、是正事項の対応後に検査結果通知を事業者にもってて通知するものとする。

(エ) 完工確認後の是正等

- a 事業者は、市が行う完工確認の結果、要求水準等の未達等により是正を求められた場合には、速やかに是正を行うこと。
- b 事業者は、市による完工確認及び是正事項対応後、市から検査結果通知を受けること。

(オ) 完工図書の提出

市による完工確認にあわせて完工図書及び中長期修繕計画書を市に提出すること。
なお、提出すべき完工図書については、「別紙 07 提出図書一覧」を参照のこと。

(カ) 経年検査

建設業務完了 1 年後に経年検査を行うこと。

(4) 什器・備品等調達・設置業務

- ア 事業者は、本施設に必要な「別紙 11 事業者が設置する什器・備品等一覧」に示す什器・備品設備等について、調達及び設置を行うこと。
- イ 設置した什器・備品設備等について、「什器備品台帳」を作成して市に提出すること。
なお、台帳の様式については市の指定様式とする。
- ウ 什器・備品設備等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物が放散しない又は放散量が少ないものを選定するよう配慮すること。
- エ 設置に際しては、事前に市とのスケジュール調整を行うこと。
- オ 什器・備品設備等の設置にあたっては、「別紙 06 諸室要求事項一覧」に示す条件にも考慮しながら、給水や排水、排気、特殊電源等が必要なものについて適宜、計画して設置すること。
- カ 什器・備品設備等の所有権は、市に帰属するものとする。
- キ 什器・備品設備等の内容及び数量について、市が指定しているものを除き、事業者の提案をもとに、市と事業者で協議の上、適切な内容及び数量を決定し、市の確認を得ること。
- ク 事業者は、市の完工確認までに什器・備品に対する耐震対策や動作確認等を行うこと。

(5) 施設の引渡し業務

事業者は、市から完工確認の結果を通知され、完成の確認があった後、引渡し予定日までに本施設を市に引き渡すこと。また、本施設の引渡しの際に市に対して設備等の操作説明等を行い、操作説明後に操作マニュアル等を書類として市へ提出すること。

提出書類の内容は、施設管理者と協議の上決定する。

引渡しから12か月以内は、施設管理者からの運用面において必要な操作等の質疑及び確認に対して、誠意ある対応を行うこと。

(6) 各種関係機関との調整業務

ア 事業者は、本業務に必要な協議、各種申請等の手続きを事業スケジュールに支障がないよう、適切な時期に実施すること。

イ 電気、水道、ガス、通信等のインフラ供給元、所轄消防署及び名古屋市の建築審査課、建築指導課、緑政土木局関係部署等との必要な協議を行うこと。

ウ 申請等の手続きで関係機関等に提出した書類及び関係機関等から受理した許認可書等について、その写しを市に速やかに提出すること。なお、正副本の取扱いは、市の指示に従うものとする。

エ 協議、各種申請等の手続きに必要な費用は、事業者の負担とする。

オ 既存施設の改修工事に係り、既存施設の休場期間について、名古屋市及び施設管理者と協議の上、できる限り休場期間が短くなるように計画すること。なお、休場期間は休場を伴う工事に着手する前年度8月末までに協議を完了すること。また、公園施設の断水、停電作業は原則休館日に行い、施設利用への影響が少なくなるようにすること。

(7) セルフモニタリング業務

ア 事業者は、建設業務着手前に要求水準等確認計画書（チェックリストを含む。）及びセルフモニタリング計画書を市と協議の上で作成し、市へ提出するとともに市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を受けること。

イ 建設業務における要求水準等確認計画書については、管理技術者（設計）で作成することが適当と判断する部分については管理技術者（設計）に作成させ、管理技術者（工事監理）で作成することが適当と判断する部分については管理技術者（工事監理）に作成させることができる。

ウ 建設業務に係る要求水準等確認計画書のチェックリストについては、設計業務に係る要求水準等確認計画書及び要求水準等確認報告書との整合性を確保すること。個別の確認項目毎に、要求水準の確認方法（性能を客観的に証明する書類、施工現場での測定等）、確認時期（計画書や施工図の作成時期、施工実施時期等）、確認者、その他必要な事項を記載すること。また要求水準の確認における図面等の資料（以下「要求水準確認資料等」という。）については、該当部分が一目でわかるように補足資料も併せて作成すること。

エ 建設業務に係る要求水準等確認計画書については、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うものとする。

オ 建設業務完了時に、「別紙 07 提出図書一覧」に定める図書とともに本書等確認報告書（チェックリスト及び要求水準確認資料等を含む。）を市へ提出し、要求水準に適合していることの確認を受けること。

（８）障害者団体等への説明会等実施業務

「第４ 設計業務に関する要求水準」２（５）障害者団体等への説明会等実施業務と同様とし、建設期間中も引き続き実施すること。

（９）地域住民等への説明等実施業務

ア 事業者は、市が指定する範囲の地域住民に対して説明を実施する。説明の開催時期は、市と協議の上、事業に反映可能な時期を設定し、説明参加者からの意見等を最大限施工計画に取り入れること。この場合において、当該業務に係る一切の費用は、本事業に含むものとする。

イ 事業者は、市及び施設管理者ホームページへの資料掲載を通じて、市民に本事業について情報発信する為の資料作成を行うこと。掲載時期や回数については、市民が本事業への理解を深める機会を創出するという目的を理解した上で、事業者が提案し、市と協議の上、詳細を決定する。なお、当該業務に係る一切の費用は、本事業に含むものとする。

ウ 事業実施に際しては、休場に伴う工事に着手する前年度の 9 月末までに競技団体等に対して既存施設の休場期間を周知する為に休場期間及び休場範囲等の資料を作成し説明を行うこと。なお、第一駐車場は休場に伴う公園施設への影響が大きい為、休場を伴う工事着手となる年度の 2 年度前の 8 月末までにおおよその休場期間を設定し、資料作成及び説明を行うこと。当該業務に係る一切の費用は、本事業に含むものとする。

（１０）その他建設業務において必要な業務

ア クスノキについては、移植する場合は移植、復旧の詳細については市と協議の上で決定すること。なお、事業期間中に枯れてしまった場合には、事業者の責任において、同等品を事業期間内に新植すること。

イ 事業者は、その他建設業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

第6 工事監理業務に関する要求水準

1 総則

(1) 業務の概要

設計図書に基づく建設業務が要求水準、事業提案書及び遵守すべき法令等に合致し、適切に実施されているかを確認する。

(2) 業務の区分

- ア 工事監理業務
- イ 工事監理状況の報告業務
- ウ 各種関係機関との調整への協力業務
- エ セルフモニタリング業務
- オ その他工事監理業務において必要な業務

(3) 業務期間

工事監理業務の期間は、引渡日に間に合わせるように事業者が計画すること。

(4) 実施体制

工事監理業務を行う企業は、建設業務を行う企業と異なる者とする。

事業者は、管理技術者（工事監理）を配置し、契約締結後 14 日以内に市に通知すること。工事監理体制表には、意匠、構造、電気設備、機械設備、昇降機設備、公園等の専門別の担当者の記載を必須とし、その他の担当者を配置する場合は、あわせて記載すること。また、管理技術者（工事監理）は工事監理業務期間中、専門別の担当者（構造の担当者及び昇降機設備の担当者を除く）は担当業務の期間中において、継続的に要求水準及び工事状況を把握できるような実施体制及び手段を講じ業務を行うこと。なお、昇降機設備担当者に限り、電気設備担当者又は機械設備担当者と兼ねることができるものとする。

(5) 報告事項

ア 工事監理業務計画書

事業者は、工事監理業務着手前に工事監理主旨書（工事監理のポイント等）及び業務方針を含む工事監理業務計画書を作成し、当該業務着手 30 日前までに次に掲げる書類とともに市に提出して確認を受けること。工事監理業務日程表は、各種検査日、工事監理業務報告日及び市との協議調整等を盛り込んだものとする。また、工種別工事監理業務計画書は、業務を的確に実施するために必要な確認方法、確認時期及び記録方法等について記載すること。

- ・工事監理業務着手届
- ・工事監理体制表
- ・工事監理業務日程表
- ・工種別工事監理業務計画書
- ・管理技術者（工事監理）等届（経歴書添付）

イ 工事監理期間中業務に係る必要書類

事業者は、工事監理期間中に以下の書類について、市に提出するとともに、必要な説明を行うこと。また、市と協議、打合せを行ったときは、その都度内容を書面に記録し、市と相互に確認した上で、打合せ記録簿として市に提出すること。

- ・工事監理報告書
- ・打合せ記録簿
- ・その他工事監理に必要な書類等

ウ 業務報告書・業務完了届

・工事監理業務については、「月次業務報告書」を提出すること。なお、「月次業務報告書」は翌月 10 開庁日以内に提出すること。

・工事監理業務が完了したときは、市に「工事監理業務完了届」を提出するとともに、下記の書類を揃えて報告すること。各書類は、当初からのものを時系列順に 1 冊にまとめること。

- ・業務報告書（工事監理業務計画書・月次業務報告書を含む）
- ・工事監理報告書（工事監理記録簿、工事進捗状況報告書を含む）
- ・打合せ記録簿
- ・報告・提案・協議書
- ・工事監理記録簿（「施工プロセスチェックリスト」を含む）
- ・工事打合せ記録簿（建設業務を行う企業等との打合せ議事録）
- ・その他、施工計画書、施工図及び現場確認のプロセスを記録した資料（各プロセスチェックリスト、初回時のチェックバック現物、等）

（6）留意点

ア 工事監理業務に係る市との調整

市と事業者との間で工事監理業務に係る協議を目的とする「工事監理部会」を開催する。「工事監理部会」は、市と協議の上で、定期的（1 回/月以上）に定例会を開催するほか、市の求め等、必要に応じ臨時会を開催すること。なお、開催にあたり、会場の確保、資料作成、日程調整等をすべて事業者の負担で行うこと。

イ 市による任意の確認

市は、事業者に工事監理状況について説明若しくは書類（データを含む。）の提出をいつでも求め、確認することができる。

2 業務の要求水準

（1）工事監理業務

ア 事業者は、工事監理の着手に際し、募集時の事業提案書の詳細説明及び協議を実施するとともに、工事監理業務計画書等に基づき、工事監理を行うこと。

イ 工事監理業務内容は、国土交通省告示第 98 号別添一第 2 項第 1 号及び 2 号に定められた標準業務に加え、使用材料・機器の仕様及び施工内容・方法等が「別紙 03 遵守すべき法令等」に記載されている内容と適合していることを確認すること。

ウ 設計図書及び要求水準（要求水準と事業提案書の間で齟齬がある場合、事業提案書に記載された性能又は水準が要求水準を上回るときは、該当部分に関して事業提案書の

内容を含む。)どおりに本施設が施工されるようにするために必要な業務及び施工に関する品質確保のために必要な業務を行うこと。

- エ 管理技術者(工事監理)が自ら施工状況を実地にて確認しない部位であっても、後から確認できるような記録を行うよう指導することは管理技術者(工事監理)の責務であり、この責務を踏まえ、工事監理業務報告書の作成を行うこと。
- オ 建設業務に係る要求水準等確認計画書及び要求水準等確認報告書について、市が要求した性能等に適合していることを確認すること。
- カ 事業者は、工事着手の30日前までに、建設業務にあたる者が作成した建設業務計画書(仮設計画書、使用機材報告書、緊急時の連絡体制表、品質管理計画書を含む。)の内容を確認し、市の当該書類の確認支援すること。

(2) 工事監理状況の報告業務

事業者は、管理技術者(工事監理)に「設計図書及び要求水準(要求水準と事業提案書の間で齟齬がある場合、事業提案書に記載された性能又は水準が要求水準を上回るときは、該当部分に関して事業提案書の内容を含む。)」と工事との照合及び確認の結果を記録させ、工事監理の状況について、毎月、監理日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況及び器材・施工検査記録(工事監理者が施工状況を確認している様子を撮影した写真)等を含んだ工事監理報告書を作成するとともに、定期的(毎月1回以上)に市に報告すること。また、市が必要に応じて工事監理者からの説明、現場の確認及び協議を求めた場合は、随時応じること。市への完了検査報告は、管理技術者(工事監理)が事業者を通じて行う。

(3) 各種関係機関との調整への協力業務

第5の2(6)等に係る各種関係機関との調整業務に協力すること。申請に係る会議及び申請に立ち合い、内容を把握した上で、助言を行うこと。

(4) セルフモニタリング業務

- ア 事業者は、工事監理業務の実施前に要求水準等確認計画書(チェックリストを含む。)を市と協議の上で作成し、当該業務着手30日前までに工事監理業務計画書と合わせて市へ提出するとともに市の要求に適合していることの確認を受けること。
- イ 工事監理業務に係る要求水準等確認計画書のチェックリストについては、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うこと。
- ウ 事業者は、工事監理業務の完了前に要求水準等確認報告書とともに市へ報告し、要求水準に適合していることの確認を受けること。

(5) その他工事監理業務において必要な業務

事業者は、その他工事監理業務において必要であると考えられる業務を実施すること。